

## 総務委員会記録（速報版）

令和8年2月20日開催

### 付議事件

#### 1 第5号議案 府中市公契約条例

○秋山としゆき委員長 付議事件1、第5号議案 府中市公契約条例を議題といたします。  
本案について、担当者から説明を求めます。どうぞ。

○上野紘美契約課長補佐 ただいま議題となりました、第5号議案 府中市公契約条例につきまして御説明申し上げます。

本案は、生産年齢人口の減少が見込まれる中、近年、公契約に関わる様々な分野において、担い手不足や若年層の早期離職のほか、熟練技能の継承など多くの問題を抱えており、公共工事や公共サービスの安定的な担い手を確保することが、市政運営を継続していく上で重要な課題となっています。

公契約に関し、基本方針を定め、市及び受注者の責務を明らかにするほか、その適正な履行に必要な事項を定めることにより、公契約に係る業務に従事する労働者等の適正な労働環境の整備を推進するとともに、地域経済の活性化を図り、もって市民の福祉の増進に寄与するため、条例を制定するものでございます。

システムの2ページを御覧ください。初めに、第1条は、本条例の目的を定めるものでございます。

次に、第2条は、本条例における用語の定義を定めるもので、第1号の公契約は、市が締結する全ての契約及び指定管理協定をいい、第3号の特定公契約は、公契約のうち、アからウに掲げる公契約又は公契約の一部をいい、労働報酬下限額などの制約を受ける契約のことを指します。

システムの3ページをお願いいたします。第3条、基本方針は、市と受注者との対等な関係に基づき、互いに協力し、公契約に係る制度を適正に運用すること、公契約の適正な履行や良好な品質を確保すること、労働者等の雇用の安定及び優れた労働者等の確保に向け、適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備に配慮すること、市内の事業者が公契約を受注する機会の確保に努めることなど、条例の目的の達成に向け、六つの方針を掲げております。

第4条、市の責務及び第5条、受注者の責務は、基本方針にのっとり、それぞれの責務を定めております。

システムの4ページをお願いいたします。第6条、労働者等の労働報酬は、市は、特定公契約において、受注者等が対象労働者等に対して支払う労働報酬について、市長が定める額以上の額を支払わなければならないことを約定するほか、その額は、時間単位によって算出することを定めております。

第7条、労働報酬下限額の決定等は、第1項で、労働報酬下限額は、対象労働者の区分に応じ定めることとし、第1号の工事、製造の請負に係る業務では、国が定める公共工事設計労務単価、第2号のそれ以外の業務では、地域別最低賃金、会計年度任用職員の報酬額等を勘案して定めることとしております。

また、第2項では、労働報酬下限額を定めるときは、公契約審議会の意見を聴くこととしております。

第8条、特定公契約において約定する事項は、第6条に定める労働報酬下限額のほか、システム9ページ、10ページの別表に掲げる労働関係法令の遵守を始めとした11の事項を約定事項とすることを定めております。

恐れ入りますが、システムの5ページをお願いいたします。第9条、対象労働者等の

申出及び第10条、不利益な取扱いの禁止は、過去の契約を含めた対象労働者等は、当該業務の労働報酬が支払われない場合や労働報酬下限額を下回る場合には、受注者等又は市長に対し、その事実を申し出ることができるものとし、当該申出による理由で、解雇などの不利益な取扱いをしてはならないことを定めております。

第11条、立入調査等及び第12条、是正勧告等は、市長は、第9条の申出があった場合などに、職員による立入調査等ができ、受注者等が約定違反等を認める場合は、是正勧告ができるものとし、是正勧告を受けた者は、速やかに是正措置を講じ、その結果を市長に報告することを定めております。

第13条、公表は、受注者等に意見を述べ、証拠を提示する機会を与えた上で、市長は、契約の解除等をした場合は、その内容を公表することができることを定めております。

6ページをお願いいたします。第14条、府中市公契約審議会は、市長の諮問に応じ、労働報酬下限額その他の公契約に関し必要な事項について調査審議する府中市公契約審議会を設置し、その運営等に関することを定めております。

第15条は、本条例の施行に関し必要な事項は、市長が定めることとしております。

最後に、付則でございますが、第1項は、この条例を令和8年4月1日から施行し、第6条から第13条までの規定は、令和9年4月1日から施行することを定めており、第2項は、特定公契約に係る規定は、令和9年4月1日以後の新たな契約又は指定管理協定に適用することを定めており、7ページに移りまして、第3項は、非常勤職員の報酬、費用弁償、期末手当等に関する条例の一部を改正することとし、8ページに移りまして、改正の内容は、公契約審議会の委員報酬を月額1万1,000円とすることを定めております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○秋山としゆき委員長 説明は終わりました。これより質疑・意見を求めます。おぎの委員。

○おぎの雄太郎委員 御説明をありがとうございました。大きく2点、質問させていただきます。

令和7年10月7日に、府中市公契約条例の在り方等検討委員会の上條委員長から高野市長へ答申書が提出されたと伺っております。特定公契約の適用範囲について、検討委員会からの答申とパブリック・コメントの制度案では、対象となる契約のうち、工事又は製造の請負契約については予定価格が1億円以上とされています。一方、他市においては、工事等に関する対象金額を1億8,000万円以上としている自治体や5,000万円以上としている自治体など、基準に幅が見られます。そこで、府中市において工事又は製造の請負契約を1億円以上とした理由について、教えてください。

また、業務委託契約については、清掃、機械設備を除く警備、受付・案内、給食調理の4業種を対象としており、年間の予定価格を1,000万円以上と定めていると認識しています。この点については、対象金額をこの水準とした理由を教えてください。

また、他市では、学童クラブや廃棄物等の収集・運搬業務を業務委託契約の対象に含めている例もあります。府中市において、業務委託契約の対象業務としてそれらを含めなかった理由と、清掃、警備、受付・案内、給食調理の4業種を選定した理由についても併せて教えてください。

以上、よろしく申し上げます。

○秋山としゆき委員長 順次答弁願います。どうぞ。

○上野紘美契約課長補佐 それでは、順次お答えいたします。

初めに、工事等における適用範囲でございますが、検討委員会が開催された令和6年の時点で、賃金条項型の公契約を制定した都内16自治体のうち、1億円としている自治体が最も多く、5自治体となっております。これらの状況を踏まえた上で、検討委員会において検討を行いました。

検討委員会においては、事業者と労働者の双方がそれぞれの立場に立ち、条例の実効

性の担保と新たな事務負担のバランスを考慮しながら議論をしていただいた中で、事業者側からの意見として、書類作成の負担等を勘案した場合に、1億円規模の工事でないとならば新たな事務負担を行う人員的な確保が難しいとの御意見があったことなどから、検討委員会の意見として、1億円以上を対象とするとの答申をいただいております、それを踏まえ、1億円以上を対象金額といたしました。

続きまして、委託の適用範囲の考え方について、お答えします。

まず、対象金額につきまして、令和6年度時点で、賃金条項型の公契約を制定した都内16自治体のうち、1,000万円としている自治体が9自治体と多数を占めている状況から、検討委員会において検討した結果、1,000万円としています。

また、4業種を選定し、学童クラブ運営や廃棄物収集運搬業務を含めなかった理由でございますが、選定の基本的な考え方といたしまして、検討委員会では三つの考え方に基づき選定を行いました。

一つ目に、年間を通じて恒常的に履行している契約を対象とすること、二つ目に、人件費の割合が高い契約を対象とすること、三つ目に、必要な資格がなく、賃金水準が低くなるであろう業種を対象とすること、これら三つの考え方に基づいた上で、学童クラブ運営は現在、国が取り組んでいる放課後児童支援員等処遇改善等事業により、賃金改善が既に行われており、個人ごとではないものの報酬の確認まで行う仕組みが既にあること、廃棄物収集については、本市においては特定の事業者団体等と協議の上、契約している場合が多いため、必要以上の価格競争が起きにくい状況にあると判断したことから、導入当初は対象外としております。

以上でございます。

○秋山としゆき委員長 答弁が終わりました。おぎの委員。

○おぎの雄太郎委員 ありがとうございます。続けて質問をさせていただきます。

答申書には、2点の付帯意見が示されています。公契約条例を効果的に機能させるためには、労働者及び事業者が制度を十分に理解する必要があることから、公契約条例の制定に当たっては、条例名称の工夫を含め、労働者・事業者に対する周知を十分に行うこと、もう1点は、公契約条例に基づく制度運営が発展的なものとなるよう、対象とする契約の範囲や受注者から市への報告など、本条例に関わる事項について、条例制定後に設置される公契約審議会において、継続的に見直し及び改善に向けた検討を行うこととあります。これらの付帯意見を受けて、市としては今後、どのように対応していく予定なのか、教えてください。

以上です。

○秋山としゆき委員長 答弁願います。どうぞ。

○遠藤勝久契約課長 検討委員会からの付帯意見に対する市の対応についてでございますが、初めに、条例名称の工夫を含めた制度周知につきましては、関係者への説明を継続して行わせていただくとともに、市のホームページやSNSなどの活用とチラシ・ポスターなどを作成する予定でございまして、必要な経費を令和8年度の新規事業として予算案に計上させていただきます。

また、条例のキャッチフレーズでございますけれども、労働者の労働環境を守るですとか事業者の安定した経営を守る、また、安定した市政運営を守る、みんながこの条例を守るという思いを込めまして、「みんなで守る、安心して働けるまち」というキャッチフレーズをつけて、令和8年度はこのキャッチフレーズを使いながら、公契約条例の趣旨や制度内容を広く周知し、制度の円滑な導入と適切な運用を図っていきたく考えております。

次に、公契約審議会における継続的な見直しについてでございますけれども、条例案の第14条第2項において、労働報酬下限額その他公契約に関し必要な事項について調査審議することとしてございまして、令和8年度は、公契約審議会の設置と労働報酬下限額案の審議を行ってまいりますけれども、令和9年度以降の制度運用開始後につきまして

は、運用状況を評価しながら、特定公契約の適用範囲や報告様式の在り方などについて、継続的に検討したいと考えております。

以上でございます。

○秋山としゆき委員長 答弁が終わりました。おぎの委員。

○おぎの雄太郎委員 ありがとうございます。

まず、工事又は製造の請負契約及び業務委託契約の適用範囲について、対象金額や対象業種の設定に当たっては、検討委員会において条例の実効性と事業者の事務負担の均衡が丁寧に議論され、本市の地域経済の実情に即して判断されたものであることは確認をさせていただきました。制度開始時において、対象を一定の規模や業種に限定し、着実なスタートを切るという考え方は、現実的かつ妥当な判断であると思います。

また、検討委員会からの付帯意見に対して、市が真摯な姿勢を示した点を高く評価します。特に条例名称の工夫を含む周知啓発を、キャッチフレーズを使いながら労働者と事業者の双方に浸透させる上で、重要な取組だと思えます。

さらに、公契約審議会を設置し、施行後も運用状況を評価しながら、継続的な見直しと改善を図る姿勢が明確にされたことは、制度の発展性を担保するものとして高く評価するとともに、今後の運用に期待をいたします。

本条例は、労働者の安心と事業者の健全な経営環境の維持を両立させ、ひいては公共サービスの質的な向上に資することが期待されます。今後は、運用状況を適時に検証しつつ、社会情勢の変化に応じて、対象範囲の在り方などを柔軟に検討されることを要望して、本議案には賛成をいたします。

以上です。

○秋山としゆき委員長 ほかに御発言はございますか。竹内委員。

○竹内祐子委員 ありがとうございます。

公契約条例の制定ということなので、まずは経緯についてお伺いしたいと思えます。また、公契約条例の意義、どういったことについて重視をされているのかという点と、条例による効果についてはどのように期待されているのか、お聞かせください。

また、条例制定における機運醸成については、様々運動等もあったかと思うんですけれども、例えば申入れであったり、労働組合や労働者団体との協議などは、どのような経過があったのかを教えてください。

府中市公契約条例の在り方等検討委員会については、主にどのような視点からの議論が進められてきたのかという点も教えてください。

先ほど、おぎの委員からも質疑がありましたので、契約関係の対象であったりとか下限の設定については分かったんですけども、委託ですとか物品等の購入等においては、今回、物品購入は対象ではないんですけど、委託のほうでは、1,000万円未満の契約件数というのが比較的多いというふうに議論でもあったかと思えます。1,000万円未満についての、今回対象とならないものについては、どのような補償というか、公契約に係る、ある部分の中での考えをどう引き継いでいくのかということについて教えてください。

また、労働報酬下限額の適用範囲について、委託、指定管理ともに全て対象、もしくは指定管理のみを対象とする自治体がありますけれども、府中市としては、対象となる契約は一部に限られているというところについて、どのような議論があったのか、もう少し詳しく教えてください。

また、労働報酬下限額の設定の金額の考え方ですけれども、どのような議論があり、先行自治体での取組等は参考にされたのかというところを教えてください。

1件目です。

○秋山としゆき委員長 順次答弁願います。どうぞ。

○上野紘美契約課長補佐 それでは、順次お答えいたします。

まず、経緯、意義、効果につきまして、令和3年度に市議会において条例制定に対する陳情が採択された後、先行自治体の条例を研究するとともに、関係者の理解を得るた

めに説明や意見交換を行ってまいりました。令和6年度には、公契約の在り方等検討委員会を設置し、6回の会議を経て、今年度、答申をいただきました。その後、市としての制度案を作成し、パブリック・コメント手続を実施し、本条例案を制定させていただいたところでございます。

背景としましては、生産年齢人口の減少が見込まれる中で、近年、様々な分野において、担い手不足や熟練技能の継承など多くの問題を抱えていて、公共工事や公共サービスの安定的な担い手を確保することが、市政運営を継続していく上で重要な課題となっております。このような背景を踏まえて、公契約に従事する労働者の適正な労働環境を確保し、事業者の健全な経営を支援することで、公共工事、公共サービスの品質を確保し、地域経済の活性化、さらには公共施設、サービスを利用する市民の利益につながることを効果として考えているものでございます。

続きまして、労働者団体との意見交換等の経緯でございますけれども、労働者団体の方からは働きかけをいただいて、何度か意見交換をさせていただいております。労働者団体の方との意見交換につきましては、今年度ですが、昨年度までに何度か意見交換をさせていただいております。

次に、検討委員会の議論の視点でございますけれども、検討委員会では、事業者団体、労働者団体の方、それから、有識者、学識経験者の方にお集まりをいただきました。このように事業者団体の代表や労働者団体の代表が一つの場に会して、お互いの立場を理解しながら議論を進められるということは、本市に適した条例案を作成する上で、非常に重要なことであったと思います。ですので、それぞれの一つの立場からではなく、お互いの意見を交わした上で、どこが一番効果的なのかというところを議論できたところが、議論の視点としては大切なものであったと考えております。

それから、委託の1,000万円未満についての扱いですけれども、そちらにつきましては、導入当初、これから見直し、運用を開始してから、あるかもしれませんけれども、まず、検討委員会の中で議論されたのは、契約の金額規模、全体の金額規模に対して、どれぐらいの割合が対象になるのかというような議論をしたときに、ほかの市では、例えば50%ぐらいというようなところでやっている自治体もありますというようなアドバイスもいただきながら、設定をさせていただいております。

1,000万円以上の契約について、公契約条例適用になって、下限額が適用になるということは、実情、現場で働いている方々、事業者の方も、単価を変えるということはなかなか難しいものだと思いますので、1,000万円の契約で対象になったものを契機に、1,000万円未満の契約についても波及していけば、効果があるなど考えております。

それから、下限額の適用が一部に限られている理由でございますけれども、先ほど、導入当初はこのような適用範囲にさせていただくということでお話をさせていただきました。付帯意見にあるように、制度の見直しを要望としていただいておりますので、条例案をお認めいただけましたら、来年度、設置する公契約審議会において、適時そういった見直しを行っていく予定ですので、まず、導入当初に関しては一部に限らせていただいているという状況でございます。

それから、金額の考え方でございますけれども、先ほどお話をさせていただきました、先行自治体でどれぐらいの金額水準で行っているかというところを、まずは考え方としてお示しさせていただいて、検討委員会の中で、この金額でいきたいと思いますという議論になっております。

○秋山としゆき委員長 どうぞ。

○遠藤勝久契約課長 すみません、1点補足させていただければと思います。

4点目の、委託の1,000万円以下の対応についてでございますけれども、こちらは特定公契約に当たらない公契約の取扱いについてでございますけれども、今回の条例における特定公契約の制約等は発生しないんですけれども、こちらの条例の基本方針に書いてある六つの事柄、市内事業者の受注機会の確保ですとかそういったところ、あと、適正

な予定価格の積算及び事業計画に基づく事業環境を整備し、公正な競争を促進する、こういった基本的な契約の在り方等について基本方針にも掲げさせていただいておりますので、こういったものをまずきちんと遵守していきたいと思っております。

また、先ほどもちょっと説明させていただきましたけれども、公契約審議会を来年度、設置させていただきまして、適用範囲の在り方、あと報告様式の在り方等にも、継続的に見直しを図っていきたいと思っておりますので、こういった中で、その分野の状況を確認しながら、必要なものについては特定公契約の対象に含むなどの検討をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○秋山としゆき委員長 答弁が終わりました。竹内委員。

○竹内祐子委員 ありがとうございます。よく分かりました。

続けて質問をさせていただければと思います。公契約条例については、やはり実効性というものも担保していかなければならないと思いますので、その点についてのお考えをお聞かせいただければと思います。

また、条例を運用する上で生じる課題については、認識の共有であったり実態調査というものも必要になってくるとは思いますが、審議会というところでの、今後、議論もあるということなんですけれども、実態調査等の実施はどのような機関が担っていくのかということをご教えてください。

また、周知についても、非常に大切だということも分かりましたので、今後、条例を、広範な事業者、労働者、市民といったところの参加を視野に入れて周知していくこと、どのような手法を取っていくのかという点について、教えてください。

先ほど、おぎの委員の質疑でもありましたけれども、在り方等検討委員会からの公契約条例の在り方等に関する事項の答申については、公契約条例に基づく制度運営が発展的なものになるよう、対象となる契約の範囲については、公契約審議会において継続的に見直し・改善に向けた検討を行うという意見が述べられております。見直し・改善は、期限を設けずに行っていくのかということも教えてください。

以上です。

○秋山としゆき委員長 順次答弁願います。どうぞ。

○上野絃美契約課長補佐 それでは、実効性の担保でございますけれども、まず、大きな実効性の担保といたしましては、この条例案を、基本理念などで定める理念型条例ではなく、労働報酬下限額をしっかりと定める賃金条項型とすることで、実効性を担保しております。

それから、連帯責任というところは、約定事項の中にあるんですけれども、システムですと9ページにあります別表の4番目、4の項に掲げられております、労働報酬に係る受注者の連帯責任という部分がございます、こちらは検討委員会の中でも、検討に時間を要した部分でございます、この連帯責任というのは、通常ですと元請の方は、孫請以下の事業者がどのような賃金を払っているかというようなことは把握していないものですが、この連帯責任は、元請が、もし下請や孫請、それ以下が労働報酬下限額どおりに支払っていない場合は、元請と連帯して差額を支払うというような項目となっております。この部分につきまして、いろいろ議論をなされたんですけれども、実効性を担保する上で重要な事項であるということで、入れさせていただいております。

続きまして、実態調査を担う機関でございますけれども、こちらは一応、契約課で実態調査を、申出があれば行っていくというようなことで考えております。

○秋山としゆき委員長 どうぞ。

○遠藤勝久契約課長 続いて、3点目の周知の方法でございますけれども、先ほどもちょっと、おぎの委員のところでお答えさせていただいたとおり、来年度以降、改めて市のホームページやSNSなどの活用、また、チラシ・ポスターなどを作成させていただいて、直接、事業者の方ですとか労働者の方に啓発をしてみたいと考えております。

今回、事務負担を考慮しまして、チェックシート方式というものを採用させていただく方向性でありますので、チェックシート方式というのは、事業者からの報告が割と簡易になるものになりまして、労働者側の方からは、労働者への周知をきちんとすることで労働者が申出を行うことにより、下限額がきちんと払われているのかという確認が取れるような仕組みをつくってほしいという御意見をいただいております。

こういったこともありますので、実際に働く方の現場のほうにも労働報酬下限額が分かるように表示させていただくような形で、受注者のほうにポスター等を配布させていただいて、制度の適切な運用を図っていきたいと考えております。

次に、見直し・改善の期限でございますけれども、実際には令和9年度に開始をさせていただいて、基本的に毎年、公契約審議会の中で、前期には翌年度の労働報酬下限額の審議をしていきたいと考えております。後期のほうで実際の実態状況を確認するような形を検討しておりますので、令和9年度以降から順次、委員の御意見も聞きながら、見直し・改善に係る評価等をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○秋山としゆき委員長 答弁が終わりました。竹内委員。

○竹内祐子委員 ありがとうございます。

順番が前後して申し訳ないんですけれども、見直し・改善については毎年の審議の中で、また、労働報酬下限額についても、実態調査を踏まえて行っていくということで、分かりました。また、それについては適宜御報告いただければと思っております。

周知についてですけれども、世田谷区の例を申し上げますと、シンポジウムであったり懇談会、ワークショップといった手法を取って、まず、条例制定を目指す段階でも行ってきたというような経緯があるとお聞きしました。世田谷区では、2014年に条例が制定された後に、翌年度の2015年4月から施行となっておりますけれども、2025年までに16回、シンポジウムを開催して、広範な事業者、労働者、区民らが参加し、世論と運動の広がりも追求しているということも挙げられます。

府中市でも、条例制定後にそうした取組を期待したいと思いますし、また、我々議員も会派を超えて議論をしていって、課題の共有をしていく必要があると思っておりますので、そういった手法もぜひ御検討いただければと思います。

実態調査についても、契約課が担っていくということなので、状況に応じて、大変かもしれないけれども、よろしく願いいたします。

実効性の担保についての内容も分かりましたので、ありがとうございます。

労働報酬下限額については、市内の労働組合の関係者からは、最低賃金ではなく高卒初任給をベースに考えてほしいとの意見もございました。ただ、最低賃金自体、高卒初任給との幅も近づいているという現状もあるので、抜本的な見直しであったり、引上げについては、別途の考え方についても必要かなと思いますし、市だけの問題ではないと思うんですけれども、まず、適用範囲の見直しについては今後も行っていくということで、分かりましたので、よろしく願いいたします。

すみません、先ほども世田谷の例を申し上げたんですけれども、取組を学ぶ機会があったので、ちょっと参考にさせていただいておりますが、公契約条例の制定を目指す取組としては、官製ワーキングプアをなくすことという取組が出発点になったということがあります。

世田谷区取組の中では、やはり労働組合の取組が進められていた中で、公共サービス事業の質の向上と従事労働者の処遇改善を車の両輪として捉えて、様々な団体が参加し、準備会も取り組まれてまいりました。府中市においては今回、契機のほうもお伺いしましたけれども、引き続き、関係者からの意見をしっかり聴いていただきまして、また、そこだけでなく、様々な広範な方にもお話を聴くような機会を取っていただきたいので、ぜひ、先ほど申し上げたようなシンポジウムだったりワークショップの開催も御検討いただければと思います。

また、建設分野の特定の契約のみならず、介護であったり福祉、保育、子育てや、実際の非正規等の様々な分野の関係者も参加する仕組みをつくっていただき、公共事業サービスの実態、従事労働者の処遇改善に努めていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

条例については賛成したいと思います。

- 秋山としゆき委員長 ほかに御発言はございますか。西村委員。
- 西村 陸委員 御説明をありがとうございます。今、お二人の委員との質疑、また、御説明と質疑の中で、この条例の性格、背景、目的、それから基本方針も含めて、その性格がよく分かりました。

ただ、新設条例ということでもありますので、改めて、先ほど、実効性のあるという言葉、それから、審議会の設置、見直しというような、キーワードとしてはいろいろと出てきていたと思うんですが、改めて今回、全国にはあまた公契約条例がある中で、いろいろ参考にもされてきたかと思えます。その中で、今回の府中市における本条例の特徴を、改めて端的にお願いしたいなと思えます。よろしく申し上げます。

- 秋山としゆき委員長 答弁願います。どうぞ。
- 遠藤勝久契約課長 本市の条例の特徴でございますけれども、まず、直接制度に関わるものではございませんけれども、制度策定プロセスの中で、他市では、検討委員会の立ち上げというのは行っていない市が多いんですけれども、本市では、事業者、労働者の方の御意見を丁寧に伺っていきたいという趣旨の下で、公契約条例の在り方等検討委員会を設置させていただきまして、丁寧に意見を伺いながら進めさせていただいたということが、一つの特徴になっていると考えております。これによりまして今回、条例案を提示させていただいておりますけれども、本市の状況に適した案を作成することができたと思っております。

このことを踏まえまして、審議の中で、労働者側からは、条例の実効性の担保の取組、また事業者側からは、新たな事務負担に配慮してほしいという御意見をいただいております。双方のバランスを検討委員会で検討させていただいた結果、本市においては、労働報酬下限額を定める賃金条項型にするということで、実効性の担保を図りながらも、事業者が市に提出する報告様式については、事業者の負担を考慮しチェックシート方式を採用することで、実効性の担保と新たな事務負担のバランスに配慮しておりまして、これが本市の特徴であると認識しております。

このことを踏まえまして、制度開始以降につきましても、公契約審議会で制度の評価検証を行いながら、適用範囲や報告様式の在り方については、実効性の担保と事務負担のバランスを見ながら、継続的に検討していきたいと考えております。

以上でございます。

- 秋山としゆき委員長 答弁が終わりました。西村委員。
- 西村 陸委員 御答弁をありがとうございます。

プロセスの段階から検討委員会の設置をしたということそのものが、非常に府中市の特徴であるということ、それぞれの立場の委員の皆さんからの御意見、現場の御意見だと思いますけれども、こういったものが反映されている。その結果として、理念型ではなくて賃金条項型という、実効性の高いスタイルになったということ、さらにそれを、実効性を高めるためにチェックシートの採用などをされてきたということで、分かりました。

実効性が高い、また、現場の関係者の方々の意見を反映させたということで、そこをまず評価をさせていただきたいなということと、あと私としては、やはり第3条の基本方針のところ、市内の事業者が公契約を受注する機会の確保に努めるということ、それから、6項の談合その他の不正行為を排除することといった府中市における課題といったものも、しっかりと基本方針の中に明文化されている、明確化されているということ、これを非常に高く評価をしたいなと思っておりますので、あとは、これから進める中で、

審議会を立ち上げられて、恐らくソフトランディングをしていきながら、現場での御意見というものを反映させていく、その見直しといったところが、非常に生きた条例として立ち上がるのかなということで感じておりますので、そういった様々な現場の意見、それぞれのお立場の意見というものを常々反映させていただいて、よりレベルの高いものになっていけばと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

本条例に関しては賛成をさせていただきます。

以上です。

○秋山としゆき委員長 ほかに御発言はございますか。にしみや委員。

○にしみや幸一委員 ありがとうございます。発言の機会をいただきまして、監査を務めているものですから、質問というのは原則していませんが、こちらについては意見のみを述べさせていただきます。委員長の御配慮に感謝申し上げます。

今までの質疑で、いろいろなことが改めて整理ができたと思うんですが、まず、令和3年に当時の連合東京三多摩ブロック地域協議会議長の陳情が出されて、これが全会一致で市議会において可決をされて、それによって、公契約条例をどう扱っていくかという動きが市役所の中で始まったと理解をしています。

先ほどの答弁の中でちょっと触れられましたけれども、在り方検討協議会を立ち上げるに至るまで、高野市長の選挙公約で、公契約条例を制定するということが掲げられたことも含めた、3年間ぐらいの時間の間、いろいろな関係者の方から情報を聞いたりとか、意見聴取を多分、市役所のほうでいろいろされてきた経緯があるということはお聞きをしています。

まず、そのことを、大変だったと思うんですが、市の御労苦には、評価といひましょるか、改めて感謝をさせていただきたいなと思います。

賃金条項型と言われている条例、これは労働側からすると、ILOという国際労働機関の条約の94号の考えにのっとっているの、ILO94号条約型と言ったりもするんですが、そうした条例として今回、つくられたということと、それから、在り方検討協議会の中で、私も何回か傍聴させていただいたんですが、かなり丁寧に議論されたことと、あと、やはり労働側、それから産業側、それぞれのお立場、お考えがあって、ここに有識者の方も含まれた中で、お互いに主張するところは主張しつつも、公契約条例をきちんとつくって運用させていくということを踏まえた、それぞれのお立場からのいろいろな御配慮があって今回、まとまった条例であったなと思います。

その意味で、先ほど、こうした協議会方式、検討組織をちゃんどつくって条例をつくったことが府中市の特徴であるというお話がありましたけれども、全体の協議過程を見ても、まさにそういうことだろうなと。今の段階でも、ほかの自治体では、事務方がつくればそんなに時間がかからなくてもできますよ的な、そのような発言が議会などであったりしているという、ほかの市の議会ですけれども、そのようなことがあったりも、お聞きをしているので、その辺りも大変丁寧に取り組んでおられたと思います。

そういう意味で、ぜひとも、公契約条例ができた以上は、先ほど来、話が出ています公契約審議会の中で、きちんと評価、検証されつつ、いいものとして運用されていくことを期待いたします。

その際に、特に労働報酬下限額について、実態把握というお話がありましたけれども、民間の賃金動向などとともに、実際に工事を府中市のほうでも発注されたりするときに、見積りを取っているはずで、その見積りの価格、これが恐らく、実態で雇用されて発注されている部分と、現状から見るとこれだけの費用が必要ですよということが、生の情報で出てきているはずで、

そうした見積りの状況なども、実態の把握をされる上で、きちんと考慮されて報酬下限額の設定をされるといったことも、あってよろしいのではないかなと思いますので、それについてはちょっと提言をさせていただきますので、よろしく御配慮をいただければと思います。

チェックシート方式もかなり重要なことだと思しますので、これの推進もよろしくお  
願いをいたします。

会派として、この条例については賛成の意を表させていただきます。

以上です。

○秋山としゆき委員長 ほかに御発言はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○秋山としゆき委員長 御発言がないようですので、これより採決いたします。

お諮りいたします。本案については、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○秋山としゆき委員長 御異議なしと認め、第5号議案は可決すべきものと決定いたしま  
した。

---

## 5 第9号議案 府中市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正す る条例

○秋山としゆき委員長 付議事件5、第9号議案 府中市職員の勤務時間、休日、休暇等  
に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、担当者から説明を求めます。どうぞ。

○阿部裕樹総務課長 初めに、本日は、平和島開催前日の準備に伴いまして議事日程に御  
配慮いただき、誠にありがとうございます。

それでは、説明に移らせていただきます。

○秋山としゆき委員長 どうぞ。

○長嶋 聡職員課長補佐 ただいま議題となりました、第9号議案 府中市職員の勤務時  
間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げ  
ます。

本案は、休暇名称等を見直すため、所要の改正を行うものでございます。

内容でございますが、職員の生理休暇について、取得に当たっての心理的な抵抗を緩  
和し、利便性の向上を図るための見直しを行うほか、当該休暇を取得した際の給与の取  
扱いに関する見直しを行うものでございます。

なお、本件につきましては、府中市職員労働組合と折衝を重ね、合意に達しておりま  
す。

それでは、改正内容につきまして、議案書に基づき御説明申し上げますので、恐れ入  
りますが、システムの2ページをお願いいたします。

第1条は、府中市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正でございま  
す。

第14条は、特別休暇について規定しておりまして、生理休暇について、取得に当たっ  
ての心理的な抵抗を緩和するため、名称を、「健康管理休暇」に改めるものでございま  
す。

次に、第2条は、府中市職員の給与に関する条例の一部改正でございます。

システムの3ページをお願いいたします。第13条は、給与の減額について規定してお  
りまして、第1項は、職員が健康管理休暇を取得した際、市の規則で定める日数を限度  
として、給与を減額しないことに改めるものでございます。

次に、第3条は、府中市ボートレース企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例  
の一部改正でございます。

システムの4ページをお願いいたします。第21条は、給与の減額について規定してお  
りまして、第2号は、職員が健康管理休暇を取得した際、管理者が定める日数を限度と  
して、給与を減額しないことに改めるものでございます。

次に、付則でございますが、この条例は、令和8年4月1日から施行することを定めたものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○秋山としゆき委員長 説明は終わりました。これより質疑・意見を求めます。おぎの委員。

○おぎの雄太郎委員 御説明をありがとうございます。生理休暇を健康管理休暇とするということですが、名称の変更によって、取得時の心理的なハードルが下がることが期待されると思います。

まず、これまでの生理休暇が有給休暇に該当するのか、あわせて、健康管理休暇となることで、名称以外に制度の内容の変更があるのか、教えてください。また、直近の取得率についても教えてください。

以上、よろしく申し上げます。

○秋山としゆき委員長 順次答弁願います。どうぞ。

○長嶋 聡職員課長補佐 初めに、これまでの生理休暇についてでございますが、正規職員につきましては、有給の休暇に該当いたします。

次に、名称を健康管理休暇とすること以外の変更内容でございますが、日単位での取得に加えて時間単位での取得を可能とするほか、健康管理休暇を取得した際の給与の取扱いにつきまして、当該取得に係る1回の生理につき、引き続く2日間を限度として給与の支給対象とするものでございます。

最後に、直近の取得率でございますが、令和6年度における正規職員の実取得者数は23人で、令和6年4月1日現在の女性の正規職員数696人に対する取得率は、約3.3%となっております。

以上でございます。

○秋山としゆき委員長 答弁が終わりました。おぎの委員。

○おぎの雄太郎委員 ありがとうございます。

まず、正規職員についてということではありますが、有給休暇であるということで安心をいたしました。生理休暇が無給か有給かについては、企業の裁量に委ねられていて、約7割が無給であるという現状があると伺っております。

日本は、生理休暇を法制化した世界で初めての国であると、先日、一般質問でも言及した台湾の月経博物館においても紹介をされておりました。今後は、東京都と連携をしながら、会計年度任用職員についても御検討をお願いしたいと思います。

2025年4月13日の読売新聞に、生理休暇改め健康管理休暇に、県職員63%が取得希望も実際は8%という秋田県の記事が掲載をされておりました。県職員にアンケートを実施したところ、9割が生理休暇の存在を知っている一方で、過去1年で取得したいと思ったことがあると回答した63%のうち、実際に取得したのは8%にとどまっていたということです。また、生理休暇ではない別の休暇を取得したという人が23%おり、その理由として、周りに取得している人がいない、生理という言葉が口にしたくないという声が上がられたということです。

府中市においても、取得率が3.3%ということでありましたので、同様の理由が背景にあるのかなと考えます。名称変更によって取得時の心理的なハードルが下がることは期待されることではありますが、一方で、一般質問でも申し上げましたが、生理をタブー視しない姿勢が何よりも大切であると考えております。引き続き、微力ではありますが、男性の立場からもその姿勢を示していきたいと思っております。

以上の点を踏まえ、職員の皆様の安心につながる条例改正と考えますので、本議案には賛成をいたします。

以上です。

○秋山としゆき委員長 ほかに御発言はございますか。竹内委員。

- 竹内祐子委員 内容については把握できましたので、ありがとうございます。  
先ほど、取得率についてありましたけれども、3.3%ということで、やはりこういったものがあるけれども、取りづらいとか、取っていないという現状があるかと思うんですけれども、今回の見直しに当たっての何かしらのヒアリングであったり、アンケート調査だったりというものはされたのでしょうか。その点について1点、お聞きします。
- 秋山としゆき委員長 答弁願います。どうぞ。
- 長嶋 聡職員課長補佐 職員へのヒアリングやアンケート等の実施についてでございますが、職員から具体的に生理休暇に関する要望等があったわけではなく、職員向けのアンケート等は実施してございません。  
以上でございます。
- 秋山としゆき委員長 答弁が終わりました。竹内委員。
- 竹内祐子委員 ありがとうございます。  
そういった調査はなくても、改善の努力がされたというところで評価していきたいと思うんですけれども、今後については、取得率の向上においても、現状はどういう状況があるのかというのを把握する意味では、匿名でいいと思うんですけれども、フォームなどを使ってアンケート調査していただいて、把握に努めていただき、また、改善のためにも周知にお取り組みいただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。  
以上です。
- 秋山としゆき委員長 ほかに御発言はございますか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 秋山としゆき委員長 御発言がないようですので、これより採決いたします。  
お諮りいたします。本案については、可決することに御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 秋山としゆき委員長 御異議なしと認め、第9号議案は可決すべきものと決定いたしました。

---

10 第26号議案 令和7年度府中市競走事業会計補正予算（第3号）

- 秋山としゆき委員長 付議事件10、第26号議案 令和7年度府中市競走事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。  
予算議案の説明は省略となりますが、舟券売上状況等について担当部から報告があるとのことですので、報告をお願いします。どうぞ。
- 大島孝之開催運営課長補佐 それでは、第26号議案に入ります前に、令和7年度の舟券売上状況等につきまして、令和8年2月17日、府中市開催153日終了時点の状況を、資料に基づき御報告をさせていただきます。  
お手元の資料、競走事業舟券売上額及び利用者数等についてを御覧ください。  
初めに、1の全競走の売上総額等でございますが、本年度の売上総額は721億642万1,100円、令和6年度が638億8,883万2,700円で、対前年度比、プラス12.9%でございます。  
次に、2の競走の種別ごとの売上総額等でございますが、（1）一般競走でございますが、売上金額の総額は、本年度594億244万6,300円、令和6年度は567億2,541万8,300円で、対前年度比、プラス4.7%でございます。  
次に、1日平均売上額でございますが、本年度、4億2,129万3,945円、令和6年度は4億230万7,931円で、対前年度比、プラス4.7%でございます。  
恐れ入りますが、システムの2ページを御覧ください。利用者総数でございますが、本年度は総数1,257万7,081人、令和6年度は1,214万8,366人で、対前年度比、プラス3.5%でございます。

次に、1日平均利用者数でございますが、本年度は8万9,199人、令和6年度は8万6,158人で、対前年度比、プラス3.5%でございます。

なお、平和島本場の1日平均利用者数は1,499人で、対前年度比、マイナス2.6%でございます。

次に、1人当たり購買額でございますが、本年度は4,723円、令和6年度は4,669円で、対前年度比、プラス1.2%でございます。

なお、平和島本場の1人当たりの購買額は1万8,302円で、対前年度比、マイナス3.0%でございます。

(2) 特別競走でございますが、アのGⅠ周年記念競走は、令和7年9月4日から9月10日まで開催いたしまして、売上金額は73億7,647万5,900円、令和6年度は73億8,304万7,400円で、対前年度比、マイナス0.1%でございます。

イのGⅡモーターボート大賞は、令和7年5月20日から5月25日まで開催いたしまして、売上金額は53億2,749万8,900円、令和6年度は48億1,407万4,900円で、対前年度比、プラス10.7%でございます。

以上で、売上状況の報告を終了させていただきます。よろしくお願いたします。

〈文書資料〉

- 説明員 ただいま議題となりました、第26号議案 令和7年度府中市競走事業会計補正予算(第3号)につきまして、御説明申し上げます。

今回の競走事業会計補正予算は、収入では主に、普通預金利息等の預金利率上昇に伴う増額、助成金の申請範囲の拡大に伴う増額となっております。支出では主に、物価高騰等に伴いボート・モーター借上費を増額し、また、専用場外発売所であるミニボートピア黒石の売上が堅調であったことから、売上に連動した委託費を増額しております。さらに、新スタンド棟Ⅰ期への移転に伴い固定資産の増減があったため、固定資産の減価償却費を増額し、資産減耗費を減額しております。そのほか、職員等人件費では退職給付引当金を見込み額に合わせて増額、消費税の費用化に伴う増額、資産の購入等や利益剰余金の予定処分額を見込み額に合わせて増額するものでございます。なお、売上に連動する収支の補正は令和7年第4回府中市議会定例会にて、すでに行っているため、今回の補正には含まれておりません。

システム4ページをお願いいたします。

補正額でございますが、第2条(収益的収入及び支出の補正)は収益的収入及び支出において、収入は4,219万1,000円を加算し予定額946億3,952万8,000円とし、支出は641万8,000円を加算し予定額916億3,291万円とし、第3条(資本的収入及び支出の補正)は資本的収入及び支出において、支出に2億8,557万6,000円を加算し予定額30億9,272万7,000円としております。なお、当初予算時点において「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額28億715万1,000円」としていたのは、「30億9,272万7,000円」に改めるとともに、補填財源の記載につきまして、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額412万7,000円、当年度分損益勘定留保資金1億8,860万円及び当年度利益剰余金処分額29億円で補填するものとする。」に改めるものでございます。

システム5ページに移りまして、第4条(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)は、職員給与費の流用について既定額を増額するものでございます。第5条(利益剰余金の処分の補正)は、一般会計への繰出金について増額し、公共用地特別会計への繰出金を減額するものでございます。

以下、システム22、23ページからの「補正予算実施計画明細書」によりまして、御説明申し上げます。初めに、収益的収入でございますが、款の1競走事業収益、項の2営業外収益、目の2受取利息及び配当金1,336万8,000円は、説明欄の1預金利息を預金利率上昇に合わせ増額するもの、目の5雑収益は、説明欄の3助成金の申請可能範囲が広がったため増額し、説明欄の4雑収益は、令和5年度分の平和島劇場の回線使用料について、資金前渡戻入分を令和6年度決算整理時において未収金勘定として計上し、翌年

度に収入処理を行うものが、未収金勘定への計上がされていなかったため、年度をまたいで処理となり、雑収益として処理をしたものです。

以上、補正前の収入合計945億9,733万7,000円に対しまして、今回の補正額は4,219万1,000円の増額で、補正前の額に対しまして0.04%の増となり、収入合計は946億3,952万8,000円となります。

システム24、25ページに移りまして、収益的支出でございますが、款の1競走事業費用、項の1営業費用、目の1開催費の説明欄の9舟艇費は、物価高騰等に伴いボート・モーター借上費を増額するもの。説明欄の13分担金は、秋田県社会保険協会へ納める分担金を見込み額に合わせて増額するもの。目の2場間場外発売事務受託費の説明欄の4委託費は、ミニボートピア黒石の売上が堅調であったことから、売上に連動する委託費を増額するもの。目の3管理費（総係費）の説明欄の6退職給付引当金繰入額は、見込み額に合わせて増額するもの。目の4減価償却費の説明欄の1固定資産減価償却費は、既存の投票機器にキャッシュレス投票機能を付与したことにより資産価値が向上したことに伴うもので、既存の資産の価値が向上する場合は当該年度から減価償却が発生するため、減価償却費を増額したもの。目の5資産減耗費の説明欄の1固定資産除却費は、廃棄を見込んでいた資産の一部の使用を継続することとなり、固定資産除却費を減額した。項の2営業外費用、目の4雑支出の説明欄の1雑支出は、令和7年度の消費税計算により費用化する見込み額に合わせて増額するもの、加えて、リース車両に搭載しているカーナビゲーションに係る日本放送協会の放送受信料の過年度分を増額するものでございます。

以上、補正前の支出合計916億2,649万2,000円に対しまして、今回の補正額は641万8,000円の増額で、補正前の額に対しまして0.007%の増となり、支出合計は916億3,291万円となります。

システム26、27ページに移りまして、資本的支出でございますが、款の1資本的支出、項の1建設改良費、目の1施設整備費の説明欄の1施設整備費は、既存の投票機器にキャッシュレス投票機能を付与したことにより増額した。目の2資産購入費の説明欄の1資産購入費は、新スタンド棟Ⅰ期へ執務室を移転したことに伴い購入を見込んでいた資産の一部が、備品ではなく消耗品での購入となったことに伴い減額するもの。目の3リース債務支払費の説明欄の1リース債務支払費は、キャッシュレス投票関連機器のファイナンス・リース契約について、見込んでいた金額等よりも少なかったことより減額するもの。項の3利益剰余金繰出金、目の1他会計繰出金の説明欄の1一般会計繰出金は、6億8,000万円に増額し、説明欄の2公共用地特別会計繰出金は、3億8,000万円を減額し、令和7年度の繰出金の見込み額を合計29億円としております。

以上、補正前の支出合計28億715万1,000円に対しまして、今回の補正額は2億8,557万6,000円の増額で、補正前の額に対しまして10.2%の増となり、支出合計は30億9,272万7,000円となります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

- 秋山としゆき委員長 これより、ただいま報告のあった売上状況報告の内容も含めて、質疑・意見を求めます。おぎの委員。
- おぎの雄太郎委員 売上状況についても御説明をいただきまして、ありがとうございます。

私からは、第26号議案の補正予算について質問させていただきます。

システム27ページの他会計繰出金について伺います。施設借上費については、売上げに応じた料率で算出されており、施設会社からの増額要望や資材費、人件費の高騰等を背景に、令和7年度から本場分の料率を4.5%から5.5%へ引き上げ、併せて本場分以外の売上げに関わる料率についても同様に5.5%へ引き上げたとの説明を、令和7年第3回定例会において説明していただきました。そのような状況の中で、繰出金が26億円から

3億円増額し、29億円となっていることは非常に評価すべき点であると感じております。

一方で、令和7年の第3回定例会の総務委員会において、当初予算どおりの26億円を繰り出すために、繰越利益剰余金から補填することで対応すると説明がありましたが、今回、増額補正でありますので、対応に変更があるかどうか確認をさせていただきます。

以上1点、よろしく申し上げます。

○秋山としゆき委員長 答弁願います。どうぞ。

○大神田 香総務課長補佐 繰出金の対応について、お答えいたします。

補正予算書のシステム17ページをお願いいたします。令和7年度府中市競走事業予定損益計算書を御覧いただきますと、下から3段目の当年度純利益は、売上げの向上に伴いまして、約29億4,000万円を見込んでおります。このことから、今回の補正におきましては、令和7年第3回定例会で御説明したような繰越利益剰余金による補填を行う必要はなく、当年度において生じた純利益の範囲内で繰出金を捻出できる見込みであります。そのため、今回、増額補正として計上しております他会計繰出金につきましては、当年度純利益を原資として対応するものでございまして、繰越利益剰余金に依存しない、より健全な財政運営となっているものと考えております。

以上でございます。

○秋山としゆき委員長 答弁が終わりました。おぎの委員。

○おぎの雄太郎委員 御説明をありがとうございます。年度内での料率の引上げにもかかわらず売上げの向上に努めていただいた結果、繰越利益剰余金に依存することなく増額補正が行われたものということで、分かりました。

ボートレース企業局の皆様の御尽力に敬意と感謝を表し、本議案には賛成をいたします。

以上です。

○秋山としゆき委員長 ほかに御発言はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○秋山としゆき委員長 御発言がないようですので、これより採決いたします。

お諮りいたします。本案については、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○秋山としゆき委員長 御異議なしと認め、第26号議案は可決すべきものと決定いたしました。

---

## 12 第33号議案 令和8年度府中市競走事業会計予算

○秋山としゆき委員長 付議事件12、第33号議案 令和8年度府中市競走事業会計予算を議題といたします。

予算議案の説明は省略となりますが、舟券の販売について担当部から報告があるとのことですので、報告をお願いいたします。どうぞ。

○大島孝之開催運営課長補佐 それでは、第33号議案に入ります前に、令和8年度の舟券の発売に係る委託及び受託の予定につきまして、御説明させていただきます。

お手元の資料、令和8年度モーターボート競走の舟券の発売についてを御覧ください。

初めに、1の本市が発売を委託する競走でございまして、(1)のGⅠ、府中市営開設72周年記念競走や(2)のGⅡ、モーターボート大賞競走、(3)の府中市営一般競走など、記載の日程で開催、発売を予定しております。

続きまして、2の本市が発売を受託する競走でございまして、(1)のプレミアムGⅠ、第27回マスターズチャンピオン競走から(16)の各競走場の一般競走等まで、記載のとおり発売を予定しております。

最後に、備考でございますが、各専用場外発売場等の1日当たりの発売場数、年間発売日数は、欄外の1から6に記載のとおりでございます。平和島競走場で開催される全競走も発売いたします。

以上で、令和8年度モーターボート競走の舟券の発売についての説明を終了させていただきます。よろしくお願いいたします。

〈文書資料〉

○説明員 ただいま議題となりました、第33号議案 令和8年度府中市競走事業会計予算につきまして、御説明申し上げます。

システム126ページをお願いいたします。

事業の基本目標である「業務の予定量」は、第2条に記載のとおりで、令和8年度の特別開催競走は、10月にGⅠ開設72周年記念競走を、1月にGⅡモーターボート大賞を予定しております。収益的収支の総額は第3条に、資本的収支の総額は第4条に記載のとおりで、資本的収支の不足額31億3,669万9,000円については、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額811万7,000円、当年度分損益勘定留保資金2億5,746万9,000円、過年度分損益勘定留保資金7,111万3,000円及び当年度利益剰余金処分額28億円を補填するものとする。」としております。また、利益剰余金の処分といたしまして、第8条に記載のとおり、一般会計に繰出金を26億円、公共用地特別会計に繰出金を2億円としております。なお、予算参考資料では、システム42ページの「売上額一覧表」におきまして、平和島競走場開催競走及び場間場外発売受託競走の売上額の対前年度比較を記載させていただいておりますので併せて御参照ください。

システム150、151ページに移りまして、ここからは、当初予算実施計画明細書によりまして、御説明いたします。

初めに、収益的収入でございますが、款の1競走事業収益、項の1営業収益、目の1開催収益の説明欄の1勝舟投票券発売金の1平和島勝舟投票券発売金は、平和島スタンド分。説明欄の1の2平和島劇場勝舟投票券発売金は、平和島劇場分、説明欄の1の3電話投票勝舟投票券発売金は、電話投票分、説明欄の1の4ボートピア河辺勝舟投票券発売金は、ボートピア河辺分。説明欄の1の5ボートピア横浜勝舟投票券発売金は、ボートピア横浜分。説明欄の1の6ミニボートピア黒石勝舟投票券発売金は、ミニボートピア黒石分。説明欄の1の7オラレ上越勝舟投票券発売金は、オラレ上越分、説明欄の1の8オラレ刈羽勝舟投票券発売金は、オラレ刈羽分、説明欄の1の9は場間場外勝舟投票券発売金、協力場外場での発売分。目の2場間場外発売事務受託収益は、他場開催レースを本市で発売した受託金収入、目の3その他営業収益、説明欄の1入場料の1入場料収入は、平和島スタンドの年間入場料収入。説明欄の2投票事故収入の1発売過誤収入は、平和島レースの発売、払戻窓口等での事故による収入。説明欄の3払戻時効金収入の1払戻時効金収入は、平和島レースの時効金収入で、的中・返還舟券の払戻期間60日を過ぎたもの。説明欄の4雑収入の1大田区への納入に伴う収入は、大田区への納入金2億円のうち、施設会社がその50%を負担するもの。説明欄の4の3平和島競走場駐車場料金収入は、市営駐車場の料金収入、説明欄の4の4ファンサービス等事業収入は、グッズ販売手数料収入。説明欄の4の7遺留舟券等拾得収入は、場内での落とし物、忘れ物として処理される遺留舟券等の拾得収入。説明欄の4の8その他雑収入は、ユーチューブ広告の手数料収入及びキャッシュレス投票券の再発行手数料。項の2営業外収益、目の1使用料、システム152、153ページに移りまして、説明欄の2土地使用料は、正門前駐車場敷地内にある電柱の占用料収入及び清涼飲料販売等に係る自動販売機の土地使用料。説明欄の3電気使用料は、駐車場に設置する清涼飲料販売等に係る自動販売機の電気使用料。目の2受取利息及び配当金、説明欄の1預金利息は、当該会計の普通預金利子収入および定期預金利子収入で、普通預金は0.183%で積算、定期預金は0.225%で積算。目の3長期前受金戻入、説明欄の1受贈財産評価額は、受贈財産にかかる減価償却費相当額を収益計上することにより費用と相殺するもの。目の5雑収益、説

明欄の3助成金は、活性化支援金に係るボートレース振興会からの助成金収入、以上、収益的収入、合計957億8,417万1,000円でございます。

システム154、155ページに移りまして、収益的支出でございますが、款の1競走事業費用、項の1営業費用、目の1開催費、説明欄の1勝舟投票券払戻金の1勝舟投票券払戻金は、平和島レースの払戻金で発売額から返還金を除いた売上金のおおむね75%。説明欄の2勝舟投票券返還金の1勝舟投票券返還金は、平和島レースのフライング・出遅れ・欠場などによる返還金。説明欄の3法第25条交付金の1交付金日本財団は、公益財団法人日本財団への交付金で、売上のおおむね3.2%。説明欄の4法第30条交付金の1交付金日本MB競走会は、一般財団法人日本モーターボート競走会への交付金で、売上のおおむね1.2%。説明欄の5地方公共団体金融機構納付金の1納付金地方公共団体金融機構は、地方公共団体の財政の健全な運営に寄与するための公営競技納付金。説明欄の6従事員人件費は平和島及びボートピア河辺の従事員に係るもので、説明欄の6の1平和島従事員給料及び2ボートピア河辺従事員給料は給料、説明欄の6の3平和島従事員手当及び4ボートピア河辺従事員手当は手当、説明欄の6の5平和島従事員法定福利費及び6ボートピア河辺従事員法定福利費は法定福利費。説明欄の7販売促進費の1広報宣伝費は、ユーチューブ配信費用、企業コラボレーション企画広告、TOKYO NEXT活性化事業広告、女子戦への広告費。説明欄の7の2イベント・ファンサービス費は、TOKYO NEXTイベント、キャッシュレスキャンペーン、オリジナル記念舟券キャンペーン、ファン送迎用バス等に係る費用。説明欄の7の3イベント・ファンサービス費（軽減税率）は、ファンサービスサンプリング用菓子、軽減税率8%。説明欄の8リース料の1リース料は、ネットワーク用パソコン、ルーター及びサーバー、FAX・印刷複合機、簡易無線機、公用車等。説明欄の9舟艇費の1ボート・モーター借上費は、ボート65隻、モーター65基分。説明欄の10施設費の1平和島競走場施設借上費は、平和島スタンドに係る施設借上費で売上の5.5%ほか放映機器賃借料等。説明欄の10の2ボートピア河辺施設借上費は、売上の6.05%。説明欄の10の3ボートピア横浜施設借上費は、売上の6.05%。説明欄の10の4オラレ上越施設借上費は、年額844万8,000円を平和島分と場外分の売上の割合で按分。説明欄の10の5オラレ刈羽施設借上費は、年額792万円を平和島分と場外分の売上の割合で按分。説明欄の11選手費の1賞金は、平和島レースに係る全国統一基準による選手賞金。説明欄の11の2完走手当は、GⅢ及び一般戦競走の4着から6着に対する完走手当。説明欄の11の3特別賞金は、スタート無事故、荒天手当などの特別賞金。説明欄の11の4参加賞は、レースへの参加賞。説明欄の11の5選手共済費助成金は、選手共済への助成金、説明欄の12委託費の1場内開催事務委託費は、平和島レースに係る投票所業務処理装置稼働及び開催資金運用業務委託等、説明欄の12の2場内管理委託費は、場内警備、清掃等の委託、コンシェルジュが行う場内案内の委託、競走水面水質改善業務委託等、説明欄の12の3平和島劇場事業委託費及び4ボートピア河辺事業委託費は、平和島開催レースに係る平和島劇場、ボートピア河辺の開催業務代行委託等。

システム156、157ページに移りまして、説明欄の12の5ボートピア横浜事業委託費から8オラレ刈羽事業委託費は、平和島開催レースに係るボートピア横浜、ミニボートピア黒石、オラレ上越及びオラレ刈羽の開催業務代行委託等、説明欄の12の9駐車場管理委託費は、駐車場管理業務委託及び昇降機の保守点検委託等、説明欄の12の10電話投票委託費は、電話投票事務運営等の委託費で電話投票売上の3.025%、説明欄の12の11場間場外発売事務委託費は、平和島で開催するGⅠ競走、GⅡ競走等を他場に発売委託した際の施設借上費、開催諸経費等、説明欄の13分担金の1分担金全国MB競走施行者協議会は、一般社団法人全国モーターボート競走施行者協議会に対するもの、説明欄の13の2分担金全協・活性化資金特別分担金は、同団体のモーターボート競走事業活性化資金に対するもの、説明欄の13の4分担金関東地区MB競走施行者協議会は、関東地区の8施行者が定額を負担するもの、説明欄の13の5分担金BR振興会電話投票システム借

上費は、ボートレース振興会の電話投票システム利用に対するもので、電話投票売上の2.805%、説明欄の13の6分担金大田区納入は大田区との協定に基づく納入金、説明欄の13の7分担金平和島水質管理所運営維持費は、水質管理所に係る現況調査等に係る費用の分担金、説明欄の13の8分担金ボートレース平和島運営協議会は、府中市、競走会及び施設会社の3団体で構成し、地元対策、警備、清掃、各種業務及びその他共通事項に対処するためのもの、説明欄の13の9分担金ボートピア河辺環境整備費は、売上の0.3%、説明欄の13の10分担金ボートピア横浜環境整備費及び11分担金ミニボートピア黒石環境整備費は、売上の1%、説明欄の13の12分担金オラレ上越事務協力費及び13分担金オラレ刈羽事務協力費は、売上の2%、説明欄の13の14分担金平和島従事員共済会は、平和島従事員共済会に対するもの、説明欄の13の15分担金ボートピア河辺従事員共済会は、ボートピア河辺の従事員共済会に対するもの、説明欄の13の16分担金日本MB選手会東京支部は、東京3場を構成する施行者、競走会、施設会社で負担するもの、説明欄の13の17分担金開催中止・順延に伴う選手宿泊費は、開催中止・順延時の選手宿泊費、説明欄の13の18分担金全国競艇主催地議会協議会は、34議会で構成するもの、説明欄の13の19分担金関東地区競艇主催地議会協議会は、8議会で構成するもの、説明欄の13の20分担金暴力団等追対推進連絡協議会は、関東地区の公営競技施行者等が定額を負担するもの、説明欄の13の21分担金各種記念レース開会式等は、GⅠ競走、GⅡ競走等の実施に伴う開会式などの費用を負担するもの、説明欄の13の22分担金東京社会保険協会及び23分担金秋田県社会保険協会は、ともに従業員数に応じた定額を負担するもの、説明欄の13の24分担金市長部局兼任職員給与費等は、市長部局兼任職員の給与費等を兼任事務量に応じて競走事業会計から補てんするもの、説明欄の13の25分担金その他分担金は、河辺、黒石の顧客による平和島観戦ツアー企画分担金など、説明欄の14雑費の1舟券等印刷費は、出走表、マークカード及び舟券などの印刷費。

システム158、159ページに移りまして、説明欄の14の2駐車場光熱水費は、駐車場に係る水道及び電気料金、説明欄の14の3駐車場管理諸経費は、駐車場管理に係る消耗品等購入費用、領収書データ保存システム導入経費等、説明欄の14の4賄費は、来客への賄い等に係る費用、説明欄の14の5賄費（軽減税率）は、来客への賄い等に係る費用で食品等の軽減税率8%、説明欄の14の6その他雑費は、キャッシュレス機器に係る消耗品費購入代金等、その他開催に係る消耗品、選手記念品等に係る費用等、説明欄の14の7その他雑費（軽減税率）は、開催消耗品で食品等の軽減税率8%、目の2場間場外発売事務受託費は、他場主催のレースを場外発売した際に係る経費で、説明欄の1従業員人件費は、平和島スタンド及びボートピア河辺の従事員に係る人件費、説明欄の1の1平和島従事員給料及び2ボートピア河辺従事員給料は給料、説明欄の1の3平和島従事員手当及び4ボートピア河辺従事員手当は手当、説明欄の1の5平和島従事員法定福利費及び6ボートピア河辺従事員法定福利費は法定福利費、説明欄の2販売促進費の1広報宣伝費は、場外発売に係る広告費、説明欄の2の2イベント・ファンサービス費は、場外発売に係るイベント・ファンサービス、専用場外場来場促進施策費等、説明欄の3施設費の1平和島競走場施設借上費は、場外発売時の施設借上費で売上の5.5%ほか放映機器賃借料等、説明欄の3の2ボートピア河辺施設借上費は、売上の6.05%、説明欄の3の3ボートピア横浜施設借上費は、売上の6.05%、説明欄の3の4オラレ上越施設借上費は、年額844万8,000円を平和島分と場外分の売上の割合で按分、説明欄の3の5オラレ刈羽施設借上費は、年額792万円を平和島分と場外分の売上の割合で按分、説明欄の4委託費の1場内警備等委託費は、場外発売時の警備、清掃等の業務委託費、説明欄の4の2平和島劇場事業委託費から7オラレ刈羽事業委託費は、場外発売時における平和島劇場、ボートピア河辺、ボートピア横浜、ミニボートピア黒石、オラレ上越及びオラレ刈羽の開催業務代行委託等に係る費用、説明欄の4の8駐車場管理委託費は、場外発売時に駐車場の管理に係る委託費、説明欄の5分担金の1分担金全国MB競走施行者協議会は、他場開催のSG等特別開催競走に係る負担金、説明欄の5の2分担金ボートピ

ア河辺環境整備費は、売上の0.3%、説明欄の5の3分担金ポートピア横浜環境整備費及び4分担金ミニポートピア黒石環境整備費は、売上の1%、説明欄の5の5分担金オラレ上越事務協力費及び6分担金オラレ刈羽事務協力費は、売上の2%、説明欄の6雑費の1舟券等印刷費は、場外発売に係る出走表、マークカード、舟券などの印刷費、説明欄の6の3その他雑費は、消耗品等に係る費用。目の3管理費（総係費）、システム160、161ページに移りまして、説明欄の1職員人件費の1職員給与費は、職員26人分、説明欄の2月額制会計年度任用職員人件費の1給料等は、月額制会計年度任用職員11人分、説明欄の3賞与引当金繰入額の1一般職員賞与引当金繰入額は、令和8年12月から令和9年3月までの職員の賞与引当分、説明欄の3の2月額制会計年度任用職員賞与引当金繰入額は、令和8年12月から令和9年3月までの月額制会計年度任用職員の賞与引当分、説明欄の4法定福利費の1一般職員法定福利費は、職員26人分、説明欄の4の2月額制会計年度任用職員法定福利費は、月額制会計年度任用職員11人分、説明欄の5法定福利費引当金繰入額の1一般職員法定福利費引当金繰入額は、令和8年12月から令和9年3月までの職員の賞与に係る法定福利費引当分、説明欄の5の2月額制会計年度任用職員法定福利費引当金繰入額は、令和8年12月から令和9年3月までの月額制会計年度任用職員の賞与に係る法定福利費引当分、説明欄の6退職給付引当金繰入額の1退職給付引当金繰入額は、職員の退職給付引当分、説明欄の7旅費の1旅費は、出張等に伴う旅費、説明欄の8投票事故支出の1勝舟投票券発売事故等不足金は、発売・払戻し窓口での事故金、説明欄の9その他管理費の1産業医活動費は、産業医1名分、説明欄の9の2交際費は、市長交際費、レース中に負傷した選手に対する見舞金等、説明欄の9の3その他管理費は、銀行振込手数料、ストレスチェック委託費等、目の4減価償却費は、有形固定資産、無形固定資産の減価償却に係る経費、目の5資産減耗費は、投票所の投票機器、硬貨計数機及び紙幣計数機などの固定資産を廃棄したことで生じる資産価値の減少に係る経費、項の2営業外費用、目の1支払利息、説明欄の2借入金利息は、開催準備金などが一時的に不足した場合の借入れ利子分、借入利率0.225%で積算、説明欄の3リース支払利息は、自動発券機・払戻機等のリースに係る利子分、目の2消費税は、入場料・駐車場料金収入等に係るもの、目の4雑支出は、4条非課税売上に対する課税仕入れ分の消費税、項の3特別損失。

システム162、163ページに移りまして、目の5その他特別損失は、過年度損益修正損等が発生した場合に備えたもの、以上、収益的支出、合計929億5,971万2,000円でございます。

システム164、165ページに移りまして、資本的支出でございますが、款の1資本的支出、項の1建設改良費、目の1施設整備費は、正門駐車場における屋外広告の設置、正門駐車場におけるカメラシステムの改修費及び投票機へのキャッシュレス入金機能追加に伴う費用、目の2資産購入費は、新スタンド棟I期への移転に伴う追加の備品購入費、目の3リース債務支払費は、自動発券機、払戻機などのリース債務支払い費、項の3利益剰余金繰出金、目の1他会計繰出金、説明欄の1一般会計繰出金及び2公共用地特別会計繰出金は、一般会計及び公共用地特別会計への繰出金で、内訳は一般会計に26億円、公共用地特別会計に2億円でございます。以上、資本的支出、合計31億3,669万9,000円でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

- 秋山としゆき委員長 これより、ただいま報告のあった舟券の販売についての内容も含めて、質疑・意見を求めます。おぎの委員。
- おぎの雄太郎委員 御説明をありがとうございました。

本予算のシステム151ページの競走事業収益につきまして、令和4年度から令和8年度までの予算額を教えてください。

また、システムの165ページの他会計繰出金について、令和4年度から令和8年度まで

の予算額を教えてください。

以上、よろしく申し上げます。

○秋山としゆき委員長 答弁願います。どうぞ。

○大神田 香総務課長補佐 まず、競走事業収益の予算額についてですが、令和4年度から令和7年度までは予算現額、令和8年度につきましては当初予算額でお答えいたします。

令和4年度は983億9,748万1,000円、令和5年度は847億5,857万円、令和6年度は896億1,033万2,000円、令和7年度は946億3,952万8,000円、令和8年度は957億8,417万1,000円。

続きまして、他会計繰出金の予算額についてですが、同様に、令和4年度から令和7年度につきましては予算現額、令和8年度につきましては当初予算額でお答えいたします。

令和4年度におきましては、一般会計に44億5,000万円、用地特別会計に5,000万円、合計49億5,000万円、令和5年度におきましては、一般会計に36億円、令和6年度におきましては、一般会計に32億2,000万円、公共用地特別会計に3億8,000万円、合計36億円、令和7年度につきましては、一般会計に26億1,000万円、公共用地特別会計に2億9,000万円、合計29億円、令和8年度におきましては、一般会計に26億円、公共用地特別会計に2億円、合計28億円となっております。

以上でございます。

○秋山としゆき委員長 答弁が終わりました。おぎの委員。

○おぎの雄太郎委員 御説明をありがとうございました。

施設の借上費の料率の増以外に、支出科目の中で、当年度純利益に大きく影響が出るほど増額しているものがあるのか、どのようなものがあるのか、教えてください。

以上です。

○秋山としゆき委員長 答弁をお願いします。どうぞ。

○阿部裕樹総務課長 それでは、当年度純利益に影響が生じる費用に関する御質問でございますけれども、施設借上費以外では、売上げに連動いたします25条交付金、電話投票の事務委託費などの経費のほか、販売促進費、選手費、減価償却費などが増加しておりますが、いずれも新スタンドの建物の機能を生かし、より効果的、効率的な事業展開を行うために事業の内容を見直したことにより、拡充を図ったものでございます。

また、昨今の物価、人件費の高騰による要因もございまして、複合的な要因で増額しているものでございますが、単独で純利益に大きな影響を与えるほど増額している支出科目はないものと捉えております。

以上でございます。

○秋山としゆき委員長 答弁が終わりました。おぎの委員。

○おぎの雄太郎委員 ありがとうございます。

令和8年度あるいは令和7年度においては、令和4年度並みに競走事業収益が900億円を超えたにもかかわらず、繰出金が20億円台になっておりますのは、料率増の影響が大きいのかなということが改めて分かりました。

電話投票が大きな比率を占めている時代ではありますが、新スタンドによって新たなファン層を呼び込みながら、引き続きよろしく願いいたします。

本議案には賛成をいたします。

以上です。

○秋山としゆき委員長 ほかに御発言はございますか。横田委員。

○横田 実委員 ありがとうございます。

今年度予算の説明原稿を読んだんですけども、まだ頭に、よく分からないので、口頭で、もう少し特徴を教えてください。

以上です。

○秋山としゆき委員長 答弁願います。どうぞ。

○大神田 香総務課長補佐 当初予算の特徴につきまして、御説明申し上げます。

初めに、令和8年度の開催日数につきましては、例年と同様の180日間を予定しております。

また、5月中旬から6月中旬までの約1か月間に、ボートモーターの交換及び整備エリア改修工事を予定しております。また、11月下旬から12月下旬までの約1か月間には、新競技棟本部の建設工事及び移転を予定しております。これらの期間につきましては休催となることから、前年度に引き続き、変則的な開催日程となっております。

次に、収益的収入についてでございますが、システムの151ページをお願いいたします。勝舟投票券発売金につきましては、昨年10月上旬までの実績と、そこまでの売上げの伸び率を基に算出しております。令和7年度当初予算と比較いたしますと11.5%の増、金額にしまして約92億5,000万円の増を見込んでおります。

次に、収益的支出につきまして、システムの155ページをお願いいたします。場内開催事務委託費につきましては、令和7年度当初予算と比較しまして約1億7,500万円の減額となっております。これは、新スタンドの完成に伴いまして、移転にかかる費用や回線の敷設費用等が皆減となったものが主な要因となっております。

続いて、システムの159ページ、平和島競走場施設借上費につきましては、令和7年第3回定例会において、増額補正予算の際にも御説明申し上げましたとおり、電話投票売上げに対する売上げ連動型の施設借上費を見直したことにより、令和7年度当初と比較しまして、約10億287万円の増額となっております。

続きまして、資本的支出についてでございますが、システムの165ページをお願いいたします。施設整備費につきましては、既存の投票機にキャッシュレス入出金精算機能を付加するための費用のほか、正門前駐車場におけるカメラシステムの改修費などを計上しております。

以上の収入及び支出の状況を踏まえまして、令和8年度における利益剰余金繰出金につきましては、一般会計に26億円、公共用地特別会計に2億円、合計28億円を見込んでいるところでございます。

以上でございます。

○秋山としゆき委員長 答弁が終わりました。横田委員。

○横田 実委員 どうもありがとうございました。よく分かりました。

予算の特徴については分かりましたが、2回目の質問として2点。

昨年の補正予算で、電話投票売上げに関連した施設借上費を見直したということだったのですが、見直しに至った経緯を改めて教えてください。

2点目、現在の売上げは、ほとんどが電話投票、を占めていて、この収入は重要であることは理解いたしますが、新スタンドとなり、平和島本場における売上げもまた重要であるものと考えますので、今後の平和島運営について、考え方をお示しいただければと思います。

2点、お願いします。

○秋山としゆき委員長 答弁願います。どうぞ。

○阿部裕樹総務課長 それでは、2回目の御質問に順次お答えいたします。

まず、1点目の電話投票に関する施設借上費の見直しに関する経緯でございますけれども、まず、平和島競走場施設借上費につきましては、本場分、場外発売分、電話投票分の売上げに所定の料率を乗じて算出しているところでございます。

これまで施設会社からは、工事に伴う資材価格及び人件費の高騰に加えまして、ボートレース業界全体で取り組んでいる新たな施策への対応を理由といたしまして、借上費の増額について要望が寄せられており、これを受け、協議を重ねてまいりました。その結果、令和7年度から見直しを行う方向が定まり、令和7年第3回定例会において、電話投票分についての増額補正をお願いしたところでございます。このことから、令和8

年度におきましては、年度当初から見直し後の金額を計上し、前年度と比較いたしますと増額となっているものでございます。

以上でございます。

○秋山としゆき委員長 どうぞ。

○大島孝之開催運営課長補佐 続きまして、2点目の今後の平和島の運営方針について、お答えいたします。

現在、平和島における売上げの大半を占めております電話投票売上げは、競走事業の経営を安定的に維持していく上で、極めて重要な収入減であると認識しております。このため、今後も引き続き、インターネットを活用した積極的な展開に取り組んでいく必要があると考えております。

一方で、都市型レース場として、本場においてボートレースを直接観戦し、その魅力を体感していただくこともまた重要であると認識しております。新スタンド棟1期のオープンを契機として、既存のお客様の満足度向上はもとより、若い世代やファミリー層など、初めて来場される方々にとっても利用しやすく、親しみやすい施設となるよう、施設運営及び企画の充実に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○秋山としゆき委員長 答弁が終わりました。横田委員。

○横田 実委員 今の御説明で、本場の施設借上費を見直された経緯及び今後の運営方針については理解いたしました。借上費の増額につきましては、将来に向けて、競走事業としての稼ぐ力を高めていく投資的経費として、必要な対応であると認識しております。

ボートレース平和島は首都圏に位置し、商圈人口も多いことに加え、空港や新幹線の駅、高速道路からのアクセスも恵まれており、立地条件の面において極めて有利な環境にあると理解しております。また、昨年12月には新スタンドの一部がオープンし、従来と比べて、より清潔で快適な施設となったと受け止めております。

今後も工事が継続するものと思われませんが、残された課題については、スタンド整備の中でも着実な消化をしていただき、日本一のボートレース場となるように、ぜひとも御尽力をいただければと大いに期待しております。

いずれにしましても、平和島として新たな一歩を踏み出されたことでありますので、引き続き、地元住民の皆さん、施設会社、さらには業界関係者共々、友好的な関係を保っていただき、本場売上げ及び電話投票売上げの一層の向上に努めていただくことを私の意見とさせていただきます。

最後に、本予算についても、SGやプレミアムGIの開催ができない中でも、昨年より2億円多い28億円の繰り出しを見込んでいるということですので、本市の貴重な財源確保に貢献している点を高く評価したいと思います。

そして、この予算については賛成の立場で意を表したいと思えます。

以上です。

○秋山としゆき委員長 ほかに御発言はございますか。竹内委員。

○竹内祐子委員 ありがとうございます。

先ほどの補正の資料でも見ましたとおり、やはり来観数よりも電話投票のほうが伸びているということなんですけれども、実際に利用されている方、来場されている方の年齢推移であったりとか、その部分についてお聞きしたいと思います。

また、コアユーザーのようなユーザーに対する対応というのはどのようになっているのかという点を教えてください。

また、地方での来場状況の推移については、電話投票と来場の状況というのはどのように影響があるのか、どのように見ているのかというところを教えてください。

○秋山としゆき委員長 答弁願います。どうぞ。

○大島孝之開催運営課長補佐 まず、来場者及び電話投票における年齢層の推移でございますけれども、こちらにつきましては全体的に、特に土日につきましては、20代、30代

といった若い方が多くを占めているような状況でございますので、現状としてはおおよそ、来場に関しては半分近く、今、来ているような状況でございます。

以上でございます。

○秋山としゆき委員長 どうぞ。

○新妻 恵経営企画課長補佐 コアユーザーに対する対応についてでございますけれども、平和島ポイントということで、平和島を利用される方にポイントを付与しているものがあるんですけれども、そちらに対しましては、本人の御希望に応じて、現金還元コースですとかグッズ還元コースなどの御利用があるような状況でございます。

以上でございます。

○秋山としゆき委員長 どうぞ。

○岡村 耕開催運営課長 では、3点目の御質問の電話投票の利用者が増えていて、本場の利用者との関係性がどうかという点でございますけれども、電話投票の利用者につきましては、やはり売上げの7割から8割を占めているということで、こちらは平和島の売上げの大半を占めている、非常に貴重な顧客層であると捉えております。

あわせて、本場の利用者についてでございますけれども、徐々に電話投票のほうに推移をされていてという分析をしているところですが、ここで新スタンドがオープンしたということもございますので、今後、様々なイベント、ファンサービスなども展開していきながら、本場のほうに、たまには生でレースを観戦しに来ていただけるような施策展開を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○秋山としゆき委員長 答弁が終わりました。竹内委員。

○竹内祐子委員 ありがとうございます。

すみません、場外についても併せて確認したかったので、場外の状況、その辺も、全体を見ても電話投票が伸びているので、同じように、本場じゃなくて場外のほうも、来場者数としては減というところだと思うんですよ。その辺のことをどのように考えているのかというところを教えてください。

土日については、20代から30代が大半を占めているということで、低年齢化が進んでいるのではないかと、低年齢というほどではないですけど、若年層においてのユーザー数が増えているというところは分かりました。

そういった中でも、ギャンブル依存に関しての、やっぱりそういったお金の使い方だったりとかというところで、若年層のほうにそういったところについては、今後も様々な周知だったりとか啓発も必要だと思うんですけども、その辺においてはどのように考えられているのかというところを教えてください。

電話投票の傾向としては、7割から8割を占めているということで、それも来場者数に影響しているけれども、今後、新しいスタンドもオープンし、そういったところも来場につなげる取組ということで、分かりました。

売上げの拡大の方向にあるのかなと思うんですけど、その点についての今後の見通しの中で、スタンドの改修事業がまだ続いている部分についてはどのように見ているのか、教えてください。

○秋山としゆき委員長 答弁願います。どうぞ。

○大島孝之開催運営課長補佐 場外発売場での状況でございますけれども、今、全体的に、やはり電話投票のほうにシフトしているというような状況が顕著でありますので、場外発売場の売上げ自体もちょっと下がっているような状況でございます。

また、利用者に対しましては、どちらかというと、やはりまだ御高齢の方が多く見受けられるような状況でございます。

続きまして、ギャンブル依存症の対策についてお答えいたします。

現在、まず、ポートレース業界全体としましては、いろいろ取り組んでいるようなところでございますけれども、例えば、いわゆる365日24時間、相談できるようなサポート

コールという相談窓口がございまして、もちろん、平和島のほうにいろいろと御相談に来られた方につきましても、そちらのほうに御案内をしたりとか、そのような対応をしているような状況でございます。

また、発券機、発売機、そちらのほうに注意喚起のシールを貼ったりとか、あとは、ポスターによる周知だとか、放送による周知とか、そういうところも併せて実施しているような状況でございます。

以上でございます。

○秋山としゆき委員長 どうぞ。

○大神田 香総務課長補佐 新スタンドへの移転を契機とした本場売上げ、電話投票売上げの見通しについて、お答えいたします。

令和5年度よりスタンドの建て替え工事が始まりまして、スタンドの規模は現在も半分での開催となっておりますので、SGですとかプレミアムG I レースなど、大きなレースは開催が難しい状況でございます。

今後、2期のスタンドの工事も始まる予定ですので、引き続き、同様の開催規模の状況から、令和7年度当初と比較しまして増額を見込んでおりますが、ビッグレースのような規模の収入の確保は難しいという認識でございます。

しかしながら、様々な広報活動、事業展開によりまして、一般戦や女子戦など、売上げが好調でございます。当初見込んでいた売上げよりも多くなっている傾向でございます。

今後も、売上げの多くを占める電話投票の顧客層に向けた、ユーチューブ等のSNSを活用した情報発信、さらに、売上げが伸びやすい夏の期間ですとか大型連休、年末年始におきましては、場内においてイベントを企画し、SNSのキャンペーンなども実施するなど、収益の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○秋山としゆき委員長 答弁が終わりました。竹内委員。

○竹内祐子委員 ありがとうございます。

様々な取組をされる中でも、私たちとしては、ある一定の財政への貢献度というところは認めるところなんですけれども、節度ある範囲での実施というのを求めてきた経緯もでございます。

一般会計へ、そのほかの公共用地への繰入れ等もありますけれども、健全財政を図る上では、競走事業に頼ることなく収支を考えていく必要もあると思いますので、本件については反対の立場を取らせていただきたいと思います。

以上です。

○秋山としゆき委員長 ほかに御発言はございますか。西村委員。

○西村 陸委員 よろしくお願いたします。

質疑でいろいろ確認できた部分もありますけれども、その中で、電話投票が大変好調であるという、全体の7割、8割という、非常に大きな効果を示していただいているのかなと思いましたがけれども、電話投票に関しては、本当にコロナ禍からずっと好調を維持してきているという印象を持っているんですけれども、もう少し、そうは言っても、毎年好調だという、さらにその中で、様々トレンドの変化などもあるのではないかなとか、その内容というのもしょずつ変わってきているのかなというような気もしているんですが、この辺のトレンドの変化であるとか、あとは、いろいろな事業展開の中で工夫をされている点、それから、令和8年度に向けて具体的な取組を、考えられていることがありましたら教えていただければと思います。お願いします。

○秋山としゆき委員長 答弁願います。どうぞ。

○新妻 恵経営企画課長補佐 トレンドの変化といたしましては、これまで利用された方も含めてではあるんですけれども、昨年度から始めましたライブレポートユーチューブということで、常駐の記者様が直前の選手コメントを拾って、直前の情報を発信すると

いうものを、ホームページだけではなくユーチューブ上でも行うことによって、そのコメントを楽しみにされるお客様が増えているような状況がございます。これに伴いまして、電話投票の利用も増えているような状況があると捉えております。このため、令和8年度におきましては、新ステージができたことに伴いまして、ユーチューブを新ステージで行うような公開の生配信なども行う予定でございます。

以上でございます。

○秋山としゆき委員長 答弁が終わりました。西村委員。

○西村 陸委員 ありがとうございます。

デジタルの世界、オンラインの世界でのトレンドと、やはり連動しているので、常に最新のといえますか、そういったところを捉えて、それを活用されて展開している、特に今のライブというのは、まさにユーチューブで現場の状況というのを配信していくという、通常の番組とはまた違う配信の仕方だと思いますので、こういったところを常に捉えて、やり方を変えているということが分かりました。

通常のホームページでとかSNSでというところ、それからずっと変わらないのかなという気もするんですが、常に新しい取組をチャレンジされているということで、分かりました。

引き続き、こういったトレンドを捉えながら、新しい顧客の獲得、あるいはリピーターの確保というか、ずっと維持して楽しんでいただけるような工夫をお願いしたいなと思います。

それから、先日、本場を、第1期工事が終わったということで見せていただきました。大変きれいで、また、とてもきれいなスタンドだったなということで非常に評価をしているんですけども、その中で、デジタル化もかなり進んできているかなという印象を受けたんですけども、この辺のデジタル化を導入していく中で、まだそんなに時間がたっていないと思いますけれども、見えてきているメリット・デメリットと伺いますか、そういったところがあるのであれば、今の段階で見えているものがあればお尋ねをしたいと思います。

それから、ちょっと本場から、また、電話投票から離れまして、今、オラレのほうで、特に東北だとか北陸のほうで、非常に大雪であったりとか、あるいはちょっと前ですと熊の被害なども多く報告をされている中で、オラレへの影響といったものが今、見えておりましたら、予算から少し離れて、関連した質問になりますけれども、お願いしたいなと思います。

○秋山としゆき委員長 順次答弁願います。どうぞ。

○岡村 耕開催運営課長 それでは、1点目のデジタル化と伺いますか、新スタンドに導入したキャッシュレス投票機器のメリット・デメリットについて、答弁をさせていただきます。

キャッシュレス投票をするためには、キャッシュレスの会員になっていただく必要があるんですけども、こちらの会員数につきましては、事前の会員募集並びにオープン後の会員募集を合わせまして、3,500名以上の会員の方が現在、投票していただいているというような状況でございます。おおむね順調にというか、想定を上回る数の会員が確保できているというような状況であるんですけども、一回きりしか使っていただけない方ですとか、なかなか利用率につきましても、多いときには18%程度の利用率があるところもあるんですが、少ないときには10%を切ってしまうというような状況下にもございますので、利用率をどのように今後、上げていくかどうかというところが、一つの課題になっているものと捉えているところでございます。

○秋山としゆき委員長 どうぞ。

○大島孝之開催運営課長補佐 オラレにおけるそれぞれの影響について、答えさせていただきます。

まず、雪等の影響につきましては、実際に大雪の影響というのはこの前、実は直近で

1月14日なんですけれども、オラレ刈羽のほうで、やはり大雪の影響で閉場したというか、休館したような経緯がございます。そういった中でですので、例えば雪の影響とか、熊の影響とか、そういったところでは一定数というか、ということはあるのではないかなと考えております。

利用者数につきましても、実際に今、全体的にも少しずつ減っているような状況でございますので、それに向けた様々な施策というのをこちらにも展開してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○秋山としゆき委員長 答弁が終わりました。西村委員。

○西村 陸委員 ありがとうございます。

デジタル化については、今も課題を御認識されているということですので、どういった形で対策を打っていかれるのかといったところは、また見守っていきいたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

また、オラレについては、売上げがどうこうというよりも、やはり地域の一つの拠点というか、非常に大事に、これまでの取組も含めて、大切にしていってほしいところだと思いますので、しっかり維持していけるようにというか、そういった御努力をぜひまた、いろんな対応に迫られる部分もあるかと思っておりますけれども、天候との戦いで自然との戦いという部分はあると思っておりますけれども、ぜひお客様を大事にしていっていただきたいなと思います。

それで、平和島全体の予算などを拝見いたしましても、本当に府中市民の福祉向上に多大なる御貢献をいただいているといったところを、まず評価をさせていただき、また、令和8年度についても、こういった見通しを立てていただきました。

それから、平和島で御活躍いただいている職員の皆さんも、大変御苦労も多い中で、非常にいいチームだなといつも見ておりますので、団結して、ぜひまた平和島を盛り上げていっていただきたいと思っておりますし、また、新スタンド、これから後期に入ると思っておりますけれども、まさに新平和島の元年であるという、本当に大きな誇りだと思っておりますので、この誇りをさらに大きなものにしていっていただきたいということで、最大限応援しておりますし、また期待しておりますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

本予算には賛成をさせていただきます。

以上です。

○秋山としゆき委員長 ほかに御発言はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○秋山としゆき委員長 御発言がないようですので、これより採決いたします。

御異議がありますので、挙手により採決いたします。本案について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○秋山としゆき委員長 挙手多数であります。よって、第33号議案は可決すべきものと決定いたしました。

---

## 2 第6号議案 府中市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

○秋山としゆき委員長 付議事件2、第6号議案 府中市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、担当者から説明を求めます。どうぞ。

○南學 進政策課長補佐 ただいま議題となりました、第6号議案 府中市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。

今回の改正は、府中基地跡地留保地及び米軍通信施設跡地利用計画に関する事項の検討等を行うに当たり、広く市民や関係者等の意見を聴くため、附属機関を新設するほか、現在設置している附属機関の所掌事項等の見直しを行うものです。

改正の内容につきましては、議案書等に基づき御説明させていただきます。

2ページをお願いします。別表、府中市長の附属機関の府中市総合計画重点プロジェクト推進協議会につきましては、今年度策定の第7次府中市総合計画後期基本計画との整合を図るため、改正前の同協議会の名称、所掌事項等の全てを改めるものでございます。

次に、府中市緑と公園協議会につきましては、府中市緑の基本計画の推進に関する事項に加え、市立公園等の整備や管理、運営に関する事項についても協議するため、改正前の同協議会の名称、所掌事項等の全てを改めるものでございます。

3ページをお願いいたします。次に、府中基地跡地新公園検討協議会につきましては、府中基地跡地及び米軍通信施設跡地利用計画に基づき、新たに整備する公園に関する検討等を行うため、表に追加するものでございます。

続きまして、付則でございますが、第1項として、この条例は、令和8年4月1日から施行するものといたします。

次に、第2項は、非常勤職員の報酬、費用弁償、期末手当等に関する条例の一部を改正するもので、総合計画重点プロジェクト推進協議会及び緑と公園協議会につきましては、改正後の別表第1のとおり、表中の職名を改めるものでございます。

また、4ページに移りまして、新たに設置する府中基地跡地新公園検討協議会につきましては、改正後のとおり、表中に委員の職名と日額1万1,000円の報酬を追加するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○秋山としゆき委員長 説明は終わりました。これより質疑・意見を求めます。おぎの委員。

○おぎの雄太郎委員 御説明をありがとうございました。

二つの協議会について、それぞれ質問いたします。

まず、府中市緑と公園協議会について、本協議会は、市立公園の整備、管理、運営に関する事項を所掌するとして認識していますが、定数12人の委員構成の内訳について教えてください。

また、公園利用に関するルール、例えばボール遊びであったり花火の使用といった事項についても本協議会において取り扱われるのかどうか、確認をさせていただきます。

また、今後予定されている協議会の開催のスケジュールについて、教えてください。

次に、府中基地跡地新公園検討協議会につきましては、こちらについても、定数12人の委員構成の内訳を教えてください。

また、新公園の検討に当たって、体育館や図書館などの周辺公共施設との連携を含め、どのような観点、枠組みで議論が行われるのか、教えてください。

また、この協議会の今後の予定されているスケジュールについても教えてください。

以上、よろしくをお願いいたします。

○秋山としゆき委員長 順次答弁願います。どうぞ。

○江内田直樹公園緑地課長補佐 初めに、府中市緑と公園協議会についてですが、委員定数12人の内訳としましては、緑化や樹木、公園分野に精通した学識経験者や地域団体、教育・子育て分野などの関係団体のほか、公募市民として2名の方を予定しております。

続きまして、公園のルールについてでございますが、このたび、既存の附属機関を見直し、公園の管理運営に関する事項を所掌事項といたしましたので、公園でのボール遊びや花火の使用などにつきましても、本協議会で取り扱う事項と考えております。

最後に、スケジュールでございますが、開始時期を令和8年度の中頃と想定しており

まして、同年度内に3回程度の開催を予定しております。また、令和9年度以降につきましても、協議事項の進捗状況などを踏まえながら、毎年度4回程度の開催を想定しているところでございます。

以上でございます。

○秋山としゆき委員長 どうぞ。

○福井幸夫府中基地跡地留保地整備担当副主幹（兼）基地跡地関連事業推進担当副主幹  
続きまして、府中基地跡地新公園につきましてもの御質問につきましても、順次お答えをさせていただきます。

まず初めに、本協議会における定数12人の委員構成の内訳についてでございますが、都市公園、都市計画、スポーツの分野の学識経験者や自治会連合会などの関係団体のほか、公募市民2名を想定しております。

次に、新公園の検討に当たって、体育館や図書館など周辺施設との連携を含めた観点、枠組みの議論についてですが、観点といたしましては、16日の本会議で市政運営方針において市長より話したとおり、当該地は府中基地跡地という歴史があることから、誰もが集い、憩う空間としてだけではなく、平和の願いや未来への希望をつないでいく都市の象徴となる公園ということを考えております。

このことを踏まえまして、本協議会におきましては、公園全体の整備に係るコンセプト、方向性、導入する公園の機能、各施設のゾーニングや公園内の動線に関する検討などを進めていく上で、様々な視点が必要となるため、学識経験者や関係団体、公募市民を想定した委員による議論を通じて、総論の整理を進めてまいります。

一方で、並行して実施する新公園及び新総合体育館の基本計画策定作業につきましても、将来の管理運営を見据えた施設整備を実現、実施するために、新公園と新総合体育館を一体的に検討していくこととしております。また、新総合体育館基本構想においても、屋外空間の活用や公園との連続性の検討などが必要であるとしていることから、一体的に検討を実施してまいります。このことから、附属機関での議論と基本計画策定作業は、関係課が密に連携を取る必要があることから、定期的な打合せとともに、当該協議会にも必要に応じて出席するなど、しっかりと連携を取りながら当該事業を進めてまいります。

最後に、今後のスケジュール、今後の予定についてでございますが、令和8年度は4回、令和9年度は3回を想定しております。

以上でございます。

○秋山としゆき委員長 答弁が終わりました。おぎの委員。

○おぎの雄太郎委員 ありがとうございます。

まず、府中市緑と公園協議会について、ありがとうございます。緑の基本計画の策定に当たっては、樹冠被覆率についてもぜひ協議会の中で取り上げていただきますよう、よろしく願いをいたします。

また、公園のルールにつきましてもは、他市の取組を参考にしながら、府中市においても花火の解禁に向けて、ぜひ御検討をよろしくお願いいたします。武蔵野市や町田市では、ボール遊びに関するルールをホームページに掲載し、ボール遊びが可能な公園についても分かりやすく周知をしておりますので、参考に、いただければと思います。

さらに、都内の自治体では、防球ネット等を活用して、キャッチボールパークやスポーツコーナーといった名称で、ボール遊びが公園でよりしやすくなるような整備を進めています。引き続き、ボール遊びに関するルールの整理と実施場所の確保について、御検討をよろしくお願いいたします。

次に、府中基地跡地新公園検討協議会について、ありがとうございます。

345日の日常、20日の非日常という考え方が、今後のスポーツ公園、施設の在り方を考える上で、重要な視点であると思います。

体育館ではなくスタジアムでございますが、愛媛県今治市の今治里山スタジアムは、

試合が開催される年間20日前後の非日常だけではなく、残りの345日を地域の日常として、どのように生かすかを重視して整備、運営がされています。このスタジアムは、単なる競技施設にとどまらず、散歩や交流、イベントなど市民が日常的に関わることのできる空間として機能していると伺っております。

本市においても、公園やスポーツ施設を、特定の日だけ利用される場所として捉えるのではなく、市民の345日の日常を支える場として、どのように活用していくかという視点が重要であると考えます。

新たな附属機関の設置は、専門的な視点や市民の意見を取り入れ、公正かつ円滑な行政運営を行うために必要な措置であると考えますので、本議案には賛成をいたします。

以上です。

○秋山としゆき委員長 ほかに御発言はございますか。竹内委員。

○竹内祐子委員 よろしくお願いたします。

まず、緑と公園協議会についてです。先ほど、委員の内訳については分かりました。もともと緑の基本計画だった頃は、10人以内ということだったんですけども、今回、公園が追加されたことで、新たに定数が2名増員という形になるかと思うんですが、その点について、それで合っているのかというところを確認させてください。

また、今後の所管の協議内容については、具体的にどういったものを予定されているのでしょうか。それについてもお聞かせください。

次に、府中基地跡地新公園検討協議会についてです。先ほども、様々な協議体ですとか計画、構想との整合性についても図られていくということなんですけれども、その辺りの協議を進める上で、中心となってくるものについての確認をさせてください。

また、地域との連携については、どのような検討がされていくのかということをお教えください。

以上です。

○秋山としゆき委員長 順次答弁願います。どうぞ。

○江内田直樹公園緑地課長補佐 初めに、緑と公園協議会についての御質問について、お答えさせていただきます。

まず、人数が10名から12名に増えたという点につきましてですけれども、これまでは所掌事項としまして、緑の基本計画の検討に関する事項という内容のみでしたので、関係団体につきましても、緑に関する団体が多かったところなんですけれども、公園へ様々な御要望・御意見をいただいているところでございますので、地域の皆様の御意見もいただきたいということで、今回、地域の団体とか、教育とか子育て分野の方々を増やして、公園の在り方についての検討をしていただきたいということで、人数を増やさせていただきましたところではございます。

所掌事項につきましてですけれども、これまでの検討は緑の基本計画の策定のところまででしたけれども、以前もいろいろ御質問いただいた中間に関する評価に関しても、常設の協議会を開きまして、そこで御協議いただきたいとか、あとは、先ほどの御質問にもありました、ボール遊びとか花火の使用など、様々な要件、検討する事項がございますので、そちらを検討する協議会を設置したいということで、協議会の編成を変えさせていただきましたところではございます。

以上でございます。

○秋山としゆき委員長 どうぞ。

○福井幸夫府中基地跡地留保地整備担当副主幹（兼）基地跡地関連事業推進担当副主幹 続きまして、府中基地に関する御質問に順次お答えをさせていただきます。

各計画との整合等につきましてですが、協議の中心につきましては、まちづくり本部中心になりながら、関係課と協議を進めていきたいと思っております。

また、先ほどもお伝えをさせていただきました、府中基地跡地の中の公園、ここに新総合体育館も含む形で整備をしております。ですので、誰もが集い、憩う空間として

ではなく、将来のこともしっかりと見据えながら、また、平和の思いを伝えながら進めていく計画としてまいりますので、市民の皆様にとっても、よりよいものにしていきたいと考えております。

続きまして、地域との連携につきましては、今回、利用計画を策定したときにも、いろんな方、地域の住民からも御意見を伺っておりまして、利用計画の策定に当たりましても、地域の方々から意見を聞くことは重要なことと認識をしております。

また、当該公園は地域の方に限らず、市内全域からも多くの市民の方にお越しいただきたいと考えておりますので、いろいろ説明会であったり、市民ニーズを把握するための調査手法も含めて、今回の基本計画策定の中で検討しながら、しっかりと地域住民の皆様のお意見も聞きながら、当該事業を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○秋山としゆき委員長 答弁が終わりました。竹内委員。

○竹内祐子委員 分かりました。

まず、緑と公園協議会については、公園というところで、子育て、地域での環境配慮というところも踏まえられた委員構成になったということで、分かりました。

今後、公園の緑については言わずもがな、今まで私たちも求めてきているところでもありますけれども、やはり緑の保全であったり、先ほど、おぎの委員からもありましたけれども、樹冠被覆率についてもそうですし、新たに公園というところでは、公園の機能について、様々な地域からの御意見の中では、トイレをつけてほしいであったりとか、安全に使えるようにであったりとか、熱中症対策に関して、新たに木陰の確保だったりというところもありますので、そういった様々な事項についてもしっかりと協議していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

基地跡地新公園協議会についても、総合体育館の計画がまず包含される中で、それも一体的にやっていく、施設整備についても一体的にということで、分かりました。

今までの府中基地跡地の利用計画自体が大きく方向転換しているところもありますので、その辺については、地域の方への説明ですとかというものは適宜行うとともに、先ほどおっしゃっていた説明会、調査手法についてもということなんですけれども、ワークショップであったりとか様々な住民が参加できる形を、取り組んでいただければと思いますので、ぜひ御検討をよろしく願いいたします。

以上です。

○秋山としゆき委員長 ほかに御発言はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○秋山としゆき委員長 御発言がないようですので、これより採決いたします。

お諮りいたします。本案については、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○秋山としゆき委員長 御異議なしと認め、第6号議案は可決すべきものと決定いたしました。

---

### 3 第7号議案 府中市手数料条例の一部を改正する条例

○秋山としゆき委員長 付議事件3、第7号議案 府中市手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、担当者から説明を求めます。どうぞ。

○南學 進政策課長補佐 ただいま議題となりました、第7号議案 府中市手数料条例の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。

今回の改正は、老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、マンションの再生を円滑

に進めるための特例許可による建築制限の緩和措置が見直されることから、当該許可の審査事務に対する手数料の見直しを行うものでございます。

内容につきましては、建築審査事務に関することでございますので、担当課から御説明をさせていただきます。よろしくお願いたします。

○秋山としゆき委員長 どうぞ。

○加藤雄二郎建築指導課長補佐 それでは、改正の内容につきまして、御説明させていただきます。

システムの2ページをお願いします。まず、手数料条例の別表でございますが、手数料を徴収する事務及びその手数料の名称及び単位・金額を定めております。

5の審査事務関係の表中、17の項ですが、一部改正法の施行に伴い、除却等を要する旨の認定を受けたマンションの建て替え及び更新する際に容積率の緩和に加え、高さ制限の緩和が認められることになることから、ページ中段、右の改正前の事務欄、「要除却認定マンションの建替えにより新たに建築されるマンションの容積率に関する特例の許可の申請に対する審査」を、左の改正後の「要除却等認定マンションの建替えにより新たに建築されるマンション又は要除却等認定マンションの更新がされるマンションの容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査」に改め、右の改正前の名称欄、「要除却認定マンションの建替えにより新たに建築されるマンションの容積率の特例許可申請手数料」を左の改正後の「要除却等認定マンションの建替えにより新たに建築されるマンション又は要除却等認定マンションの更新がされるマンションの容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料」に改めます。

なお、当該手数料の単位・額につきましては、現行の1件につき16万円から変更はございません。

システムの3ページをお願いします。最後に付則でございますが、この条例は、令和8年4月1日から施行いたします。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○秋山としゆき委員長 説明は終わりました。これより質疑・意見を求めます。おぎの委員。

○おぎの雄太郎委員 御説明でよく分かりましたので、意見のみとさせていただきます。

国の法改正によってマンションの管理の円滑化及び再生の円滑化が期待されることでありまして、これに関連する手数料に関する改正でありまして、制度の円滑な運用を図るために必要なものであると考えますので、本議案には賛成いたします。

以上です。

○秋山としゆき委員長 ほかに御発言はございますか。竹内委員。

○竹内祐子委員 委員協議会のほうでも確認させていただいているんですけども、改めて委員会ですので、お願いします。

要除却認定マンションについての、どういったものかというところと、過去に府中市ではどのような認定があったか、実績について確認させてください。

以上です。

○秋山としゆき委員長 答弁願います。どうぞ。

○加藤雄二郎建築指導課長補佐 初めに、除却認定マンションの内容についてでございますが、こちらは要除却認定マンションにつきましては、耐震性の不足であったり、外壁の剥落など危害のおそれがあった場合について、安全性が担保されないという場合について認定されるというマンションの位置づけとなっております。

続きまして、府中市の過去の認定の実績状況でございますが、こちらは認定状況の実績について、現在については実績はございません。

以上でございます。

○秋山としゆき委員長 答弁が終わりました。竹内委員。

○竹内祐子委員 分かりました。

府中市では、これまでも対象がなかったということで、影響は少ないかと思うんですけども、法改正による変更ということなので、改正ということなので、分かりました。以上です。

○秋山としゆき委員長 ほかに御発言はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○秋山としゆき委員長 御発言がないようですので、これより採決いたします。

お諮りいたします。本案については、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○秋山としゆき委員長 御異議なしと認め、第7号議案は可決すべきものと決定いたしました。

---

#### 4 第8号議案 府中市行政手続条例の一部を改正する条例

○秋山としゆき委員長 付議事件4、第8号議案 府中市行政手続条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、担当者から説明を求めます。どうぞ。

○大木清行政経営課長補佐 ただいま議題となりました、第8号議案 府中市行政手続条例の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。

本案は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律による行政手続法の一部改正に伴い、聴聞の通知等に係る公示送達について、インターネットによる閲覧等を可能とし、いつでもどこでも必要な情報を確認できるよう見直しを行うなど、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、議案書に基づき、御説明させていただきます。

恐れ入りますが、システムの2ページをお願いいたします。まず、システムの2ページから3ページにかけて、第15条、聴聞の通知の方式の規定については、「名あて人」の「あて」の漢字が常用漢字になったことに伴い改めるほか、第4項を追加し、公示事項をインターネットの利用により不特定多数の者が閲覧できる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を掲示場に掲示し、または事務所に設置した電子計算機で閲覧できる状態に置く措置を取ることにより行うものと改めるものでございます。

次に、システム3ページの最下段、第16条、代理人から、システム5ページの上段、第29条、聴聞に関する手続の準用までの規定については、第15条への第4項の追加及び文言変更に伴い、引用している条文を改めるものでございます。

システムの5ページをお願いいたします。最後に付則でございますが、法律に合わせて条例の施行日を令和8年5月21日に定めるほか、公示送達に係る経過措置を定めるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○秋山としゆき委員長 説明は終わりました。これより質疑・意見を求めます。おぎの委員。

○おぎの雄太郎委員 本件は、デジタル社会形成基本法の改正に伴う条例改正ということで御説明いただきました。国の法改正によって、デジタル技術の進展を踏まえ、アナログ前提の規制を見直して、府中市においても行政手続のオンライン化や行かない窓口の促進に資するものと考えますので、本議案には賛成をいたします。

以上です。

○秋山としゆき委員長 ほかに御発言はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○秋山としゆき委員長 御発言がないようですので、これより採決いたします。

お諮りいたします。本案については、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○秋山としゆき委員長 御異議なしと認め、第8号議案は可決すべきものと決定いたしました。

## 6 第10号議案 府中市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○秋山としゆき委員長 付議事件6、第10号議案 府中市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、担当者から説明を求めます。どうぞ。

○長嶋 聡職員課長補佐 ただいま議題となりました、第10号議案 府中市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。

本案は、令和7年東京都人事委員会勧告を踏まえ、人材確保に資する処遇改善及び都における給与制度との均衡を図るため、所要の改正を行うものでございます。

内容でございますが、27歳までの職員に対する住居手当の支給額を引き上げるほか、交通用具を使用する職員に対する通勤手当の見直しを行うものでございます。

なお、本件につきましては、府中市職員労働組合と折衝を重ね、合意に達しております。

それでは、改正内容につきまして、議案書に基づき御説明申し上げますので、恐れ入りますが、システムの2ページをお願いいたします。第9条の3は、住居手当について規定しておりまして、文言の整理を行うほか、第2項第1号は、満27歳に達する日以後の最初の3月31日までの間において、月額3万円以上の家賃を負担する職員に対する住居手当の支給額を、現行の月額1万5,000円から月額3万円に引き上げることに伴い、規定を追加するものでございます。

システムの3ページをお願いいたします。第2号は、第1号を追加することに伴い、第1号に掲げる職員以外の職員に対する住居手当の支給額を定めるもので、現行の支給額からの変更はございません。

第10条は、通勤手当について規定しておりまして、第2項第1号は、通勤手当の支給限度額を第4項で定めることに伴い、文言の整理を行うものでございます。

システムの3ページから4ページにわたる、第2号は、自転車等の交通用具を使用する職員に対する通勤手当の支給額について、交通用具ごとの一律の額から、自転車等の片道の使用距離の区分に応じた額に改めるものでございます。

また、その額については、ひと月当たり3万2,000円（身体に障害を有する職員で、市の規則で定めるところにより通勤が困難であると認められる者にあつては、7万8,900円）を超えない範囲で、市の規則で定める額を支給することとするものでございます。

システムの4ページをお願いいたします。第3号は、第2項第1号と同様に、第4項を追加することに伴い、文言の整理を行うものでございます。

第3項は、通勤時に自動車その他原動機付きの交通用具を利用し、その料金を負担することを常例とする者に対する通勤手当を導入することに伴い、規定を追加するものでございます。

第1号は、駐車場等に係る通勤手当は、5,000円を超えない範囲内で、ひと月当たりの駐車場等の料金に相当する額として、市の規則で定める額を支給することとするものでございます。

システムの5ページをお願いいたします。第2号は、駐車場等に係る通勤手当以外の通勤手当は、第2項の規定による額とするものでございます。

第4項は、通勤手当の支給限度額について規定しておりまして、運賃等相当額を支給月数で除して得た額、自転車等の片道の使用距離の区分に応じた額及び駐車場等の料金

に相当する額の合計額が、15万円を超える職員の通勤手当の支給額は、15万円に支給月数を乗じて得た額とする規定を追加するものでございます。

第5項及び第6項は、第3項及び第4項を追加することに伴い、旧条例の第3項及び第4項を2項ずつ繰り下げるほか、引用条項を変更するものでございます。

次に付則でございしますが、この条例は令和8年4月1日から施行することを定めたものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○秋山としゆき委員長 説明は終わりました。これより質疑・意見を求めます。おぎの委員。

○おぎの雄太郎委員 御説明ありがとうございました。本条例は、住居手当であつたり通勤手当を見直す改正と理解していました。

公務員の住居手当の増額については、近年の住宅費や物価の上昇を踏まえると、民間企業との待遇差を是正する観点から妥当な措置であると思います。

人材確保が厳しさを増す中、職員が安心して生活し、職務に専念できる環境を整えることは、行政サービスの質の維持向上につながるものであり、官民格差の是正という観点からも必要な対応であると考えまして、本議案には賛成をいたします。

以上です。

○秋山としゆき委員長 ほかに御発言はございますか。竹内委員。

○竹内祐子委員 まず、住居手当からなんですけども、制限として、34歳に達する以後については、今回は変更はないということなんですけども、この年齢の考え方については、どのような根拠があるのかというところを教えてください。

また、次に、通勤手当についてですけれども、今回の改正で何かしら金額、また、支給の影響があるのかというところを確認させてください。

お願いします。

○秋山としゆき委員長 順次答弁願います。どうぞ。

○長嶋 聡職員課長補佐 まず、住居手当の年齢の区分の考え方でございますが、今回の変更につきましては、見直し対象を27歳までの職員に対して増額をするといったものでございまして、こちらにつきましては、東京都の人事委員会勧告においては、採用における競争力の向上の観点から、新規学卒者を主な対象として住居手当を引き上げることが適当としておりまして、新規学卒者のボリュームゾーンである27歳までの職員を対象として見直しを行うことが勧告されております。

本市の給与制度につきましては、東京都に準拠したものとなつてございますので、この勧告を基に職員労働組合と折衝を重ね、合意に達しましたので、本議案を上程させていただいているといった状況でございます。

続きまして、通勤手当の影響額でございしますが、今回の通勤手当の見直しに係る全体の影響額で申し上げますと、年間で約1,050万円の増となる見込みでございます。

以上でございます。

○秋山としゆき委員長 答弁が終わりました。どうぞ。

○竹内祐子委員 ありがとうございます。

分かりました。新卒学卒者を確保するための人材確保のためのということで分かりました。これについては、東京都に準じているということなので、今後も別の機会を通じて要望等もしていきたいと思っております。ありがとうございます。

通勤手当についての影響額については、分かりました。

自転車の点については、片道の使用距離の区分に応じて、ひと月当たり3万2,000円を超えない範囲でということだったんですけど、これについては、もう少し細かく確認したいんですけども、どのようになっているのか教えてください。

また、通勤手当においては、過去に不正の受給等があったということで、改善もされ

ていると思うんですけども、今後の申告に当たっての確認については、どのように進められていくのかというところを教えてください。

○秋山としゆき委員長 答弁願います。どうぞ。

○長嶋 聡職員課長補佐 それでは、今回の、まず1点目の自転車等の片道の使用距離区分の設定の内容についてでございますが、一例で申し上げますと、5キロ未満ですとか10キロ未満とか、キロごとに使用区分を区切りまして、例えば5キロ未満であれば2,600円、10キロ未満であれば3,000円というような形で、片道の使用距離区分ごとに設定をしまいたいと考えてございます。

こちらの区分につきましては、一般区分と、あと身体障害者の区分ということで分かれておりまして、身体障害者区分につきましては、それ以外の職員の区分よりも高めに設定を考えているところでございます。

続きまして、不正受給の申告に当たっての今後の対応というところでございますが、こちらにつきましては、現在、通勤経路及び通勤手段につきまして、定期券との照合等による確認を所属長が年に2回、必ず実施をしてございます。

今後こういった事件が発生しないように、しっかりと再発防止対策をこのような形で、引き続き行ってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○秋山としゆき委員長 答弁が終わりました。竹内委員。

○竹内祐子委員 ありがとうございます。

自転車といっても、やはり安全に通勤するためには日頃のメンテナンスだったりとか、そういう様々なこともありますので、こうした手当があるということで安全に通勤していただければなと思っております。

最後に、こういった手当については、東京都内では同じように各自治体、取り入れられているのかというところを最後に確認しておきたいと思っております。

また、身体障害がある方については、その特性に対して高めに設定されているというところも分かりましたので、ありがとうございます。

今後も適正な申告に対して、支給金額もしっかり行っていくということだったので、引き続きよろしくお願ひしたいと思っております。

最後の1点だけお願ひします。

○秋山としゆき委員長 答弁願います。どうぞ。

○長嶋 聡職員課長補佐 府中市以外の都の自治体での対応でございますが、自治体については、本市以外の自治体につきましては、現行既に交通用具の使用に対する支給額を片道の使用距離に応じて算定している状況でございますので、他自治体においても同様の状況となっております。

以上でございます。

○秋山としゆき委員長 ほかに御発言はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○秋山としゆき委員長 御発言がないようですので、これより採決いたします。

お諮りいたします。本案については、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○秋山としゆき委員長 御異議なしと認め、第10号議案は可決すべきものと決定いたしました。

---

## 7 第11号議案 府中市消防団に関する条例の一部を改正する条例

○秋山としゆき委員長 付議事件7、第11号議案 府中市消防団に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、担当者から説明を求めます。どうぞ。

○篠塚誠二危機対策担当副主幹 ただいま議題となりました、第11号議案 府中市消防団に関する条例の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。

本案は、総務省消防庁が定める非常勤消防団員の報酬等の基準を踏まえ、府中市消防団員に対して支給する報酬の支給額等の見直しに伴い、所要の改正を行うものでございます。

内容につきましては、議案書に基づき、御説明申し上げます。恐れ入りますが、システム2ページをお願いいたします。第15条は、報酬を規定しておりまして、第2項は、これまで非常勤職員の報酬、費用弁償、期末手当等に関する条例に定めるところにより支給していた月額報酬の額を定めるもので、システム3ページをお願いいたします。その額については、別表第1のとおり従前と同様の額とするもので、備考は、これまで手当として支給していた機関員手当を、消防自動車等の運転及び整備に従事する者の月額報酬の額に、従前と同様の額を加えて支給することを規定するものでございます。

恐れ入りますが、2ページにお戻りください。第3項は、団員が災害、訓練、または警戒に関する出動を行った際に、これまで手当として支給していたものを出動報酬として支給し、その支給単位及び額を別表第2のとおりとすることを定めるものでございます。

システム3ページをお願いいたします。別表第2でございしますが、初めに、区分として大規模災害時における災害出動の支給単位及び額を、1日8,000円と新設するものでございます。

次に、大規模災害以外の災害出動、システム4ページをお願いいたします。訓練出動及び警戒出動の支給単位及び額を、現行の1回3,000円から1回4,000円に改めるもので、備考は、この表において、大規模災害の災害出動とは、災害出動に要した時間が4時間を超えるものとし、大規模災害以外の災害出動とは、災害出動に要した時間が4時間以内のものとして規定するものでございます。

恐れ入りますが、システム2ページにお戻りください。第4項は、出動報酬の支払い方法を規定するもので、従前の手当の支給方法と同様とし、明確化するものでございます。

続きまして、第16条は、費用弁償について規定しておりまして、第1項は、費用弁償として旅費を支給することを、システム3ページをお願いいたします。第2項は、その旅費の額及び支給方法について、従前と同様、非常勤職員の報酬、費用弁償、期末手当等に関する条例の定めるところによるものと定めるものでございます。

システム4ページをお願いいたします。続きまして、付則でございしますが、第1項は、この条例は、令和8年4月1日から施行することを定めたものでございます。

第2項は、この条例による改正後の第15条並びに別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由が生じた報酬について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた報酬については、なお従前の例によることを定めたものでございます。

最後に、第3項は、非常勤職員の報酬、費用弁償、期末手当等に関する条例の一部を次のように改正するものでございまして、特別職の職員の報酬の支給単位及び額を定めた別表第1について、システム5ページをお願いいたします。消防団員の報酬の支給単位及び額を削除することを定めたものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○秋山としゆき委員長 説明は終わりました。これより質疑・意見を求めます。おぎの委員。

○おぎの雄太郎委員 こちらの件に関しましては、消防団員への出動報酬の見直しについて、新たに大規模災害にも対応した区分を設けるとともに、既存の出動報酬についても増額を行うものと理解をいたしました。

引き続き東京都の特別区との格差是正を図りながら、実態に即した見直しを適切に進めていただくことを要望しまして、本議案には賛成をいたします。

以上です。

○秋山としゆき委員長 ほかに御発言はございますか。横田委員。

○横田 実委員 ありがとうございます。

出動や訓練・警戒手当の見直しに当たっての経緯、どういうわけで今ここにこういう形で出てきたかという説明をちょっとお願いしたいと思います。

そして、消防団員の月額報酬のほうには触れていませんけども、その辺のところの考え方の見直しに至らなかった経緯というか、考え方をできれば教えていただきたいと思えます。

以上2点です。

○秋山としゆき委員長 答弁願います。どうぞ。

○篠塚誠二危機対策担当副主幹 まず1点目の今回の出動報酬等を見直すに当たっての経費でございまして、個人の団員からの御意見というものは、市に直接求める声はございませんでしたけども、分団長などを通じて、現場からの声として処遇改善を求める声はあったものと捉えております。

府中市消防団の皆様には、ボランティア精神や、自分たちのまちは自分たちで守るといふ郷土愛護の精神に基づき、活動していただいております。その活動精神などにつきましても、何ら変わることはないものと承知しておりますが、特に被雇用者の団員につきましても、現在、消防団の構成割合の半数以上となっていることなどからも、処遇改善を求める意見は潜在的に一定程度あるものと認識しております。団員やその活動を支える家族の労苦に報いるため、消防団とも継続して協議、検討してまいりまして、このたび見直しを図ることとしたものでございます。

2点目の月額報酬につきましても、東京都内、特に本市の月額報酬については、全国的に比較しても、一定程度の標準額は満たしているものと認識しておりますことから、今回の改正については、月額報酬を見直すということは行っておりませんというのが現状でございます。

以上でございます。

○秋山としゆき委員長 答弁が終わりました。横田委員。

○横田 実委員 どうもありがとうございました。よく考え方は分かりました。ありがとうございます。

もう1点だけちょっと気になる文言がありまして、第16条で団員が旅行と出ているんですけども、多分これは、例えば東北で災害があったときの災害援助物資を運ぶ、その運転をするとか、そういうことだとは思いますが、そこのところをもうちょっと詳しく教えておいてください。

以上です。

○秋山としゆき委員長 答弁願います。どうぞ。

○篠塚誠二危機対策担当副主幹 旅行という文言についてでございますけども、お見込みのとおりかというところと、あと通年を通じまして、消防団員につきましても、全国の災害の現場をじかに目で確認するというような研修を行っていることもありまして、そういった際に行うもので、旅費等の支払いのために定めているものでございます。

以上でございます。

○秋山としゆき委員長 答弁が終わりました。横田委員。

○横田 実委員 ありがとうございます。大体考えていることは同じだと思いますので、全然問題ありません。

この消防団員の条例改正については、私も一般質問でさせていただいた経緯もありますので、これはそのとおり賛成させていただきたいと思えます。

以上です。

- 秋山としゆき委員長 ほかに御発言はございますか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 秋山としゆき委員長 御発言がないようですので、これより採決いたします。  
お諮りいたします。本案については、可決することに御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 秋山としゆき委員長 御異議なしと認め、第11号議案は可決すべきものと決定いたしました。
- 

## 8 第20号議案 建物の無償譲渡について

- 秋山としゆき委員長 付議事件8、第20号議案 建物の無償譲渡についてを議題といたします。  
本案について、担当者から説明を求めます。どうぞ。
- 稲葉康太財産活用課長補佐 ただいま議題となりました、第20号議案 建物の無償譲渡につきまして、御説明申し上げます。  
本案は、本町保育所移転・新設・跡地活用事業の実施に伴い、建物を無償譲渡するものでございます。  
恐れ入りますが、システムの2ページを御覧ください。初めに、1の建物の所在地、構造及び延床面積でございますが、(1)の所在地は、府中市本町3丁目18番21でございます。  
なお、この所在地の表記は登記上の地番であり、府中市立保育所条例上の位置表記とは異なります。  
(2)の構造は、鉄筋コンクリート造・地上2階、(3)の延べ床面積は、563.02平方メートルでございます。  
続きまして、2の無償譲渡の相手方でございますが、東京都立川市曙町2丁目37番地7、コアシティ立川1階、積水ハウス株式会社多摩支店、支店長、松田譲氏でございます。  
最後に、3の無償譲渡の理由でございますが、令和6年1月に本市と積水ハウス株式会社との間で締結した本町保育所移転・新設・跡地活用事業基本協定に基づき、同社が市立本町保育所の跡建物を解体・撤去するに当たり、責任の所在を明確にするためでございます。  
続きまして、参考資料の御説明をさせていただきます。  
システムの3ページを御覧ください。こちらは、本件建物の所在に係る案内図で、資料の上が北の方角を示しております。  
システムの4ページを御覧ください。こちらは、本件建物の設置当時の建物の平面図で、資料の上が北の方角を示しております。  
以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。
- 秋山としゆき委員長 説明は終わりました。これより質疑・意見を求めます。竹内委員。
- 竹内祐子委員 ありがとうございます。  
無償譲渡については、本町保育所移転・新設・跡地活用事業基本協定に基づくというものなんですけれども、これについては、双方の協議としてはどのような経過があったのかということをお教えください。  
また、事業者におけるメリットであったり、府中市にとってのメリットというところについては、どのように考えているのか教えてください。
- 秋山としゆき委員長 答弁願います。どうぞ。
- 稲葉康太財産活用課長補佐 それでは、御質問に順次お答えさせていただきます。

まず、協議の経緯、経過でございますけれども、こちらはプロポーザルで事業者選定を行った後、本市が案として作成しておりました協議書に基づきまして、事業者側と丁寧調整を行ってまいりました。

案のところから一部修正が出てございますけれども、こちらは双方の合意の下で基本協定書を交わしているところでございます。

続きまして、2点目の無償譲渡のメリットというところでございますけれども、まず、本事業におきまして、この跡地につきましては、戸建て住宅の開発条件としておりましたので、民間事業者の建物活用可能性はなく、建物価格は無償で譲渡することとしているところでございます。

こちらの建物所有権を事業者が所有しまして、解体工事を実施いたしますので、まず、工事中の事故や工事遅延があった場合については、事業者の責任で行っていただけること。

また、一度、市のほうで解体を行った場合につきましては、く体の地下まで解体してその後埋め戻してから、またさらに宅地の開発ということになりまして、二度、地下を掘ることになりますので、そういったところの非効率的な部分について効率化が図られることと、本市につきましても、埋め戻す費用の負担が減るという点も挙げることができます。

最後に、近隣の住民の方につきましても、一体で工事を事業者で行いますので、工期も短く済みまし、工事を行う騒音等の問題につきましても、抑制できるものとしてメリットがあるものと捉えてございます。

以上でございます。

○秋山としゆき委員長 答弁が終わりました。竹内委員。

○竹内祐子委員 分かりました。様々な効率と工期の短縮等々もあるということで、分かりました。

解体費については、どこが負担して幾らぐらいになるのかというところを確認させていただきます。

○秋山としゆき委員長 答弁願います。どうぞ。

○稲葉康太財産活用課長補佐 解体費用に係る負担につきましては、本市のほう負担してまいります。

費用につきましては、事業者による提案時点のものでございますけれども、3,788万9,000円でございますが、令和5年10月の時点の提案価格でございますので、物価変動による要素を考慮いたしまして、今後、改定協定を締結する際に、また協議することになるかと考えております。

以上でございます。

○秋山としゆき委員長 答弁が終わりました。竹内委員。

○竹内祐子委員 分かりました。ありがとうございます。

無償譲渡によるスケールメリットというところもあるかと思うんですけども、府中市が解体撤去費用については負担するというので、大体どのくらいの費用抑制を見込んでいるのかというところだけ最後、確認させて終わらせてください。

あと、こうした無償譲渡については、ほかに市内では同様の件があったのかというところで最後、聞いて終わりたいと思います。

○秋山としゆき委員長 答弁願います。

○稲葉康太財産活用課長補佐 まず、1点目の費用の部分でございますが、今回、一体事業でやってございますが、それぞれ別々で具体的に比較というのは、なかなか難しいところでございますが、今回、一体的な事業をやったことによりまして、同時期に実施しております日吉保育所の新築工事費用と比較いたしましても、同じレベルということで比較はなかなか難しいんですけども、費用は一部抑えられる、木造で初めて建てる建物になります、費用を抑えられているものとして捉えているところでございます。

続きまして、2点目の無償譲渡の事例でございますけれども、グリーンプラザの跡地、こちらのほうの事業の活用につきましても、無償譲渡のほうで建物を譲渡している実績がございます。

以上でございます。

○秋山としゆき委員長 ほかに御発言はございますか。おぎの委員。

○おぎの雄太郎委員 本町保育所移転・新設・跡地活用事業の基本協定に基づいて、適切に対応しているものと理解いたしましたので、本議案には賛成いたします。

以上です。

○秋山としゆき委員長 ほかに御発言はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○秋山としゆき委員長 御発言がないようですので、これより採決いたします。

お諮りいたします。本案については、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○秋山としゆき委員長 御異議なしと認め、第20号議案は可決すべきものと決定いたしました。

ここで午後1時まで休憩いたします。

午前11時52分 休憩

午後0時58分 再開

○秋山としゆき委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

## 9 第25号議案 令和7年度府中市公共用地特別会計補正予算（第1号）

○秋山としゆき委員長 付議事件9、第25号議案 令和7年度府中市公共用地特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明は省略となります。

〈文書資料〉

○説明員 ただいま議題となりました、第25号議案 令和7年度府中市公共用地特別会計補正予算（第1号）につきまして、御説明申し上げます。

それでは、システムの4ページをお開き願います。補正額は、歳入・歳出予算の総額から歳入、歳出、それぞれ2億9,029万6,000円を減額し、予算総額を11億9,952万4,000円とするものでございます。

システムの10、11ページをお開き願います。補正予算の明細につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書に基づき、御説明申し上げます。

初めに歳入でございます。款の5国庫支出金、項の5国庫補助金、目の5土木費国庫補助金、説明欄1は、補助対象となる事業の用地取得費が確定したことに伴い減額するもの。款の10都支出金、項の5都補助金、目の5土木費都補助金、説明欄1は、補助対象となる事業の用地取得費が確定したことに伴い減額するもの。款の15財産収入、項の10財産売払収入、目の5不動産売払収入、内容は公売による市有地売払いがあつたため増額するもの。なお、売払い場所につきましては、システムの18ページの事業位置図説明資料に事業名及び面積を記載してございます。また、位置につきましては、システムの20、21ページの事業位置図に赤色で示しておりますので御参照ください。

システムの10、11ページにお戻りいただきまして、款の20、項の5寄附金、目の5用地取得寄附金、説明欄1は、充当財源の組み替えにより減額するもの。款の25、項の5、目の5繰越金、説明欄1は、前年度からの繰越金額が確定したことに伴い増額するもの。款の30諸収入、項の10収益事業収入、目の5競走事業会計繰入金、説明欄1は、充当財源の組み替えにより減額するもの。款の35、項の5市債、システムの12、13ページに移りまして、目の5土木債、説明欄1は、対象となる事業の用地取得費が確定したことに

に伴い減額するもの。

以上、歳入合計の補正額は、2億9,029万6,000円を減額し、予算総額11億9,952万4,000円となり、補正前に比べ19.5%の減となります。

続きまして、歳出でございます。

システムの、14、15ページをお開き願います。款の5、項の5、目の5公共用地取得費、説明欄1の管理事務費は、事業用地の地中障害物撤去の必要が生じたため委託費を増額したものです。説明欄2の測量及び物件調査費は、補償算定のための物件調査を追加で実施する必要が生じたため、増額したものです。説明欄3の分倍河原駅周辺整備事業用地取得事業費、1は物件等補償料（債務負担行為解消分）の補償額の確定により減額するもの、2は駅前たまり空間用地外3事業用地について、事業の進捗により減額するもの。説明欄4の道路用地取得事業費、1は物件等補償料（債務負担行為解消分）の補償額の確定により減額するもの。2は市道2-127号改良整備事業用地外5事業用地について、事業の進捗により減額するもの。説明欄5の都市計画道路用地取得事業費、1は物件等補償料（債務負担行為解消分）の補償額の確定により減額するもの、2は都市計画道路3・4・11号用地外1事業用地について、事業の進捗により減額するもの、3は用地取得費の確定により減額するもの。説明欄6の公園用地取得事業費、1は武蔵府中熊野神社古墳公園拡張用地について、事業の進捗により減額するもの。説明欄7の公共用地取得事業費、1は美好町3丁目公共用地の取得費を増額するもの。なお、用地取得の場所につきましては、システムの19ページの事業位置図説明資料に事業名及び面積を記載してございます。また、位置につきましては、システムの20、21ページの事業位置図に青色で示しておりますので御参照ください。

以上、歳出合計の補正額は、2億9,029万6,000円を減額し、予算総額は、11億9,952万4,000円となり、補正前と比べて19.5%の減となります。

以上をもちまして、令和7年度府中市公共用地特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○秋山としゆき委員長 これより質疑・意見を求めます。横田委員。

○横田 実委員 ありがとうございます。

令和7年度の公共用地特別会計補正では、歳入歳出とも2億9,029万6,000円の減額となっております。主な増減要因を総括して御説明願います。1点。

○秋山としゆき委員長 答弁願います。どうぞ。

○高橋清和財産活用課公有地担当主幹 それでは、令和7年度の公共用地特別会計補正予算の増額要因についてお答えいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2億9,029万6,000円の減額となります。歳入につきましては、対象事業に係る用地取得費が確定したことから、確定額に合わせて、国や都の補助金並びに市債の減額を行っております。

また、市有地の公売による不動産売払い収入の増額や前年度決算額の確定に伴う繰越金の増額を行い、そのほか、財源の組替えにより、会営競馬寄附金や競走事業会計繰入金を調整しております。

歳出では、用地交渉の進捗により、年度内の契約見込みがなくなった補償費を減額とする一方、分倍河原駅周辺整備事業への活用に向けた美好町3丁目公共用地の買戻しや、地中障害物の撤去、補償算定のための物件調査費を追加したため、委託料を増額しております。

以上でございます。

○秋山としゆき委員長 答弁が終わりました。横田委員。

○横田 実委員 どうもありがとうございました。大体の様子は分かりました。

今の中で、分倍河原駅周辺の整備事業の活用に向けて、美好町3丁目の公共用地を買い戻すというお話でしたが、今回の補正において、買い戻す理由はどのような点にあるのか、お話しいただければと思います。

- 秋山としゆき委員長 答弁願います。どうぞ。
- 高橋清和財産活用課公有地担当主幹 美好町3丁目公共用地を買い戻す理由でございますが、本用地につきましては、分倍河原駅周辺整備事業の進捗に合わせて、分倍河原駅北第2自転車駐車場の拡張整備や事業協力者の代替地の確保などを含め、一体的な活用を図ることを検討しております。
- 今後これらの具体的な検討を進めるに当たり、あらかじめ市として用地を確保しておく必要があることから、今回の補正予算において買戻しを行うものでございます。
- また、公売による売払い収入など、今年度中に財源の確保ができたことも踏まえて、補正での買戻しを実施することといたしました。
- 以上でございます。
- 秋山としゆき委員長 答弁が終わりました。横田委員。
- 横田 実委員 どうもありがとうございました。
- 今回の公共用地特別会計補正に関する今の説明を聞いて、事業の進捗状況や財政確保の考え方を理解いたしました。
- その上で、幾つか質問、意見・要望を述べさせていただきます。
- 美好町3丁目の用地買戻しについては、分倍河原駅周辺整備に不可欠であり、年度内の財源確保を踏まえ、速やかに対応された点は評価いたします。
- 一方で、今後は事業が長期に及ぶことから、市民への分かりやすい情報提供を引き続きお願いいたします。
- また、地中障害物に伴う追加費用については、事前調査の充実などによって、リスクの把握や予算の適正化を図っていただければと考えております。
- いずれにしても分倍河原駅周辺整備は、市にとって重要なプロジェクトでありますので、今後も迅速かつ丁寧な対応を期待して、この補正には賛成させていただきます。
- 以上です。
- 秋山としゆき委員長 ほかに御発言はございますか。おぎの委員。
- おぎの雄太郎委員 ありがとうございます。
- システム11ページの歳入の土地売払い収入についてお伺いします。
- 今回計上されている土地売払い収入については、対象となる土地の所在地をお示しくください。
- また、当該の土地には、これまでいつ頃までどのような施設が存在していたのか、そして、いつ頃更地となったのか、教えてください。
- また、更地化以降はどのような活用の検討が行われ、なぜ今年度に売り払うことになったのか、考え方をお示しくください。
- また、売却後の土地利用についても現時点で想定される活用内容があれば教えてください。
- 併せて、売却時の坪単価についても教えてください。
- 以上よろしくお願いたします。
- 秋山としゆき委員長 順次答弁願います。どうぞ。
- 高橋清和財産活用課公有地担当主幹 おぎの委員の御質問にお答えいたします。
- 初めに、土地売払い収入についてでございますが、今回計上しております土地売払い収入の対象となる土地の所在地につきましては、府中市本宿町1丁目5番で、西府駅から東へ約300メートルに位置する土地でございます。
- 当該土地につきましては、かつて昭和49年に西府保育所が設立され、その後、西府保育所の移転に伴い、昭和62年からシルバー人材センターの作業所として利用されておりましたが、平成25年にシルバー人材センターが現業事務所へ移転となり、その後、令和2年度に建物を解体の上、現在は更地管理しているものでございます。
- 更地化以降につきましては、市の公共用地として、公共活用の可能性や民間事業者による活用などについて検討を重ねてまいりましたが、周辺の土地利用の状況や市全体の

公共用地の需要動向を踏まえますと、直ちに具体的な公共利用を見込むことが困難な状況でございました。

こうした経過を踏まえて、財産の有効活用及び財源確保の観点から、現時点で保有を継続するよりも売却することが適当であると判断し、今年度、土地売却を行うことにしたものでございます。

なお、売却後の土地利用につきましては、民間による土地利用であり、市として特定の用途を指定するものではございませんが、不動産業者への売払いであるため、比較的、また、面積も大きな土地であることから、分譲の住宅地として活用が予想されます。

また、売払いに当たりましては、入札による落札価格で売払いを行うものであり、坪単価としましては、約94万円となります。

以上でございます。

○秋山としゆき委員長 答弁が終わりました。おぎの委員。

○おぎの雄太郎委員 御説明ありがとうございました。

歳入の土地売払い収入については、この土地は令和2年度から更地として管理をしております。様々な活用を検討した結果、民間への売却を決定したということになりました。坪単価についても分かりました。

横田委員からの質疑もあり、補正予算の詳細は分かりましたので、本議案には賛成をいたします。

以上です。

○秋山としゆき委員長 ほかに御発言はございますか。竹内委員。

○竹内祐子委員 先ほど減額の理由については分かりました。

分倍河原駅周辺整備事業の用地取得事業費として、物件等補償料の補償額の確定により、債務負担行為解消分の補償額の確定により、減額するということの詳細についてお聞かせください。

また、駅前たまり空間の用地、事業の進捗についても、お知らせください。

都市計画道路用地の取得事業費については、都市計画道路3・4・11号についての事業の進捗についてお聞かせください。

以上です。

○秋山としゆき委員長 答弁願います。どうぞ。

○高橋清和財産活用課公有地担当主幹 分倍河原駅周辺整備事業による物件補償債務負担行為解消分の減額補正の理由でございますが、こちらは物件等補償料、債務負担行為解消分につきましては、当初予算編成時に契約済み、または契約見込みで、翌年度にまたがる案件について、移転完了後に支払う補償の残額を翌年度の債務負担行為解消分で継承しておりました。

しかし、予算編成の段階では契約を見込んでいたものの、その後の用地交渉の状況によって、年度内契約まで至らなかった案件があったために、その分を減額補正するものでございます。

続きまして、駅前たまり空間の進捗状況でございますが、こちらについては、今現在、進捗率10%となっております。

最後に、都市計画道路3・4・11号の進捗状況でございますが、こちらは残り地権者5件で、用地取得率は現在87%となっております。

以上でございます。

○秋山としゆき委員長 答弁が終わりました。竹内委員。

○竹内祐子委員 分かりました。

分倍河原駅整備事業については、今の現状については確認いたしましたので、引き続き、来年度予算のほうでも確認していきたいと思っております。

たまり空間については、10%の進捗状況だということも分かりました。

都市計画道路3・4・11号なんですけども、残りの交渉についての課題ですとか、そ

ういったところについてはないのか、市民の方への影響というところについては、今どのような把握をされているのか、お聞かせください。

○秋山としゆき委員長 答弁願います。どうぞ。

○高橋清和財産活用課公有地担当主幹 3・4・11号の地権者との用地交渉の状況でございますが、かなり今、時間を要しているところが数件ございまして、課題について、やっぱり移転の裁定に向けた時間を要すること、また、相続手続に時間がかかっているということと、あと、補償額と再建費用にちょっと差が開いているというところの課題がございます。

以上でございます。

○秋山としゆき委員長 答弁が終わりました。竹内委員。

○竹内祐子委員 分かりました。状況としては、まだ丁寧に対応していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○秋山としゆき委員長 ほかに御発言はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○秋山としゆき委員長 御発言がないようですので、これより採決いたします。

お諮りいたします。本案については、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○秋山としゆき委員長 御異議なしと認め、第25号議案は可決すべきものと決定いたしました。

---

## 11 第32号議案 令和8年度府中市公共用地特別会計予算

○秋山としゆき委員長 付議事件11、第32号議案 令和8年度府中市公共用地特別会計予算を議題といたします。

説明は省略となります。

〈文書資料〉

○説明員 ただいま議題となりました、第32号議案 令和8年度府中市公共用地特別会計予算につきまして、御説明申し上げます。

説明は、歳入歳出予算事項別明細書に基づきまして、御説明いたしますので、予算書のシステムの112、113ページをお開き願います。

初めに、歳入でございます。款の5国庫支出金、項の5国庫補助金、目の5土木費国庫補助金、説明欄の1の無電柱化推進計画事業補助金は、都市計画道路3・4・16号用地二期分の買収費に対する補助金で基本額の100分の55。款の10都支出金、項の5都補助金、目の5土木費都補助金、説明欄の1の市町村土木補助金は、市道2-127号改良整備事業用地及び都市計画道路3・4・16号用地二期分の買収費に対する補助金でそれぞれ基本額の100分の50。款の15財産収入、項の5財産運用収入、目の10利子及び配当金は、土地開発基金の預金利子を見込んだもの。項の10財産売払収入、目の5不動産売払収入は、本町3丁目公共用地の売払いを見込んだものでございます。売払い予定地につきましては、予算参考資料のシステム50ページの事業位置図説明資料に事業名、及び面積を記載してございます。また、位置につきましてはシステムの53ページの事業位置図に赤色で示してございますので御参照ください。予算書のシステム112ページ、113ページにお戻りいただきまして、款の20、項の5寄附金、目の5用地取得寄附金は、会営競馬からの寄附金、款の23繰入金、項の10、目の5基金繰入金は、分倍河原駅周辺整備基金からの繰入金、款の25、項の5、目の5繰越金は科目存置でございます。

システムの114ページ、115ページに移りまして、款の30諸収入、項の5、目の5市預金利子は、普通預金の利子を見込んだもの。項の10収益事業収入、目の5競走事業会計繰入金は記載のとおりでございます。項の15、目の5雑入は、科目存置でございます。

款の35、項の5市債、目の5土木債は、分倍河原駅周辺整備事業の用地取得に伴う事業債でございます。

以上、歳入合計予算額は、22億4,364万9,000円でございます。

続きまして、歳出でございます。

システムの116、117ページをお開き願います。款の5、項の5、目の5公共用地取得費、説明欄1の負担金は、記載の協議会への負担金、説明欄2の管理事務費は、用地取得の事務に要する経費で、この主なものは、不動産鑑定手数料、事務用消耗品費等でございます。説明欄3の測量及び物件調査費は、用地買収に伴う測量及び、物件調査費等を見込んだものでございます。次の説明欄4から説明欄8は各事業の用地取得事業費になりまして、公有財産購入費の取得予定地につきましては、予算参考資料のシステムの51ページの事業位置図説明資料に事業名及び、面積を記載してございます。また、位置につきましてはシステムの53ページの事業位置図に青色で示してございますので、合わせてご参照ください。

予算書にお戻りいただきまして、システムの116、117ページにて、順に説明いたします。説明欄4の分倍河原駅周辺整備事業用地取得事業費、1の用地取得業務委託費は分倍河原駅周辺整備事業に伴う用地取得業務の委託料、2の物件等補償料（債務負担行為解消分）は市道4-139号拡幅用地外2事業用地の取得に伴う物件等補償料、3の物件等補償料は市道4-139号拡幅用地外2事業用地の取得に伴う物件等補償料。説明欄5の道路用地取得事業費、1の用地取得業務委託費は宮西町地区道路整備事業に伴う用地取得業務の委託料、2の物件等補償料（債務負担行為解消分）は市道4-10号拡幅用地の取得に伴う物件等補償料、3の物件等補償料は市道2-127号改良整備事業用地外7路線の用地取得に伴う物件等補償料、4の公有財産購入費は事業位置図説明資料に記載のとおり、市道2-127号改良整備事業用地の取得で面積は約90平方メートル、図面対象番号は1で、位置図では青の1でございます。説明欄6の都市計画道路用地取得事業費、1の物件等補償料（債務負担行為解消分）は都市計画道路3・4・11号用地及び、都市計画道路3・4・16号用地二期分の用地取得に伴う物件等補償料、2の物件等補償料は都市計画道路3・4・11号用地ほか2路線の用地取得に伴う物件等補償料、3の公有財産購入費は事業位置図説明資料に記載のとおり、都市計画道路3・4・16号用地二期分の用地取得で面積は約40平方メートル、図面対象番号は2で、位置図では青の2でございます。説明欄7の公園用地取得事業費、1の物件等補償料は、武蔵府中熊野神社古墳公園拡張用地の取得に伴う物件等補償料、説明欄8の諸施設用地取得事業費、1の公有財産購入費は、事業位置図説明資料に記載のとおり、白糸台駅西自転車駐車場用地の取得で面積は約710平方メートル、図面対象番号は3で、位置図では青の3でございます。説明欄9の宅地造成事業費は、代替地の造成工事費でございます。以上、歳出合計予算額は、22億4,364万9,000円でございます。

以上をもちまして、令和8年度府中市公共用地特別会計予算について説明を終わらせていただきます。よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

- 秋山としゆき委員長 これより質疑・意見を求めます。横田委員。
- 横田 実委員 それでは、令和8年度公共用地特別会計は、22億4,364万9,000円、前年度比50.6%と大幅な増となっております。増額の主な要因と今年度の予算の性格についてお願いいたします。
- 秋山としゆき委員長 答弁願います。どうぞ。
- 高橋清和財産活用課公有地担当主幹 それでは、令和8年度公共用地特別会計予算の増額理由と予算の特徴についてお答えいたします。

初めに、主な増額の要因といたしましては、主に分倍河原駅周辺整備事業の用地取得が本格化する見込みであることから増額となっております。

そのほか、宮西町地区道路整備事業の進捗や、白糸台駅西自転車駐車場用地の取得など、複数の事業が重なるために増額となっております。

次に、予算の特徴でございますが、令和8年度は、複数の事業において用地取得の規模が一時的に大きくなる年度と位置づけております。今後も継続的にこの規模の予算が続くものではなく、事業の進捗に応じて、今後は取得規模が増減していくものと考えております。

また、予算編成に当たりましては、取得の見込みが立っている用地や、取得が不可欠な用地を中心に計上しており、国、都の補助金や基金の繰入れを活用することで、一般財源への影響を抑えた編成となっております。

以上でございます。

○秋山としゆき委員長 答弁が終わりました。横田委員。

○横田 実委員 ありがとうございます。大方理解いたしました。

2回目として、分倍河原駅周辺整備事業について、令和8年度に用地取得が本格化する見込みになってはいますが、年度内に確実に進む見通しがあるのか。

また、用地取得はどのような工程で進めていくか、より具体的に説明していただければと思います。

○秋山としゆき委員長 答弁願います。どうぞ。

○高橋清和財産活用課公有地担当主幹 分倍河原駅周辺整備事業の用地取得に関する御質問にお答えいたします。

初めに、年度内に確実に進む見通しがあるのかという点につきましては、令和8年度は、補償算定がおおむね完了している箇所を中心に、地権者との協議が調ったものから順次契約を進めていく計画としております。

用地取得については、事業の工程上、取得が不可欠な箇所については、年度内に着実に前進させていく見通しを持っております。

次に、用地取得の具体的な工程につきましても、これまで実施してきた物件調査や補償算定の結果を踏まえ、補償内容が確定した箇所から順次、権利者への説明を行い、同意が得られたところから契約を締結してまいります。

また、協議に時間を要する案件につきましては、個別の事情に応じて契約時期を調整し、事業全体の進捗に支障が生じないように対応してまいります。

なお、用地取得業務につきましては、東京都都市づくり公社に委託をして、市と連携しながら進めておまして、令和8年度は体制面の強化も図りつつ、円滑かつ適正な用地取得に努めてまいります。

以上でございます。

○秋山としゆき委員長 答弁が終わりました。

○横田 実委員 ありがとうございます。

3回目ですので、意見だけ言わせていただきます。

令和8年度は、分倍河原駅周辺整備をはじめ、複数の用地取得が重なる中、体制を整えて本格的に用地交渉を進めるとする市の姿勢は理解いたしました。

一方で、用地取得は地権者調整によって進捗が左右されるため、丁寧な協議と、工程や進捗の分かりやすい情報提供をしっかりと行っていただくようお願いいたします。

市の将来に関わる重要な事業ですので、引き続き着実かつ効率的な進捗を期待しております。

以上です。

○秋山としゆき委員長 ほかに御発言はございますか。おぎの委員。

○おぎの雄太郎委員 ありがとうございます。横田委員からの質疑で概要について分かりましたが、3件お伺いさせていただきます。

まず、システム113ページ、歳入の土地売払い収入についてですが、今回計上されている土地売払い収入については、対象となる土地の具体的な所在地と売却に当たっての坪単価を教えてください。

次に、システム115ページの歳入合計についてお伺いします。歳入合計は、前年度比で

約50%増、金額にして約7.5億円増の22億円となっていると思います。内容を見ると、市債の増額による影響が大きなものかなと認識しておりますが、今後数年間にわたり、おおむねの毎年7.5億円程度の市債を発行していく想定なのか、本年度に限って一時的な増額だと考えているのか、その辺りを市の考え方について教えてください。

最後に、システム117ページの歳出の物件等補償料についてです。令和7年度当初予算では5億7,000万円が計上されていて、先ほどの補正予算において、減額補正がされたと思っておりますが、今回は、先ほど質疑がありましたが、令和8年度当初予算で11億円計上されています。この11億円という金額自体が事業全体の中でどの程度の割合を想定しているのか、進捗段階との関係も含めて教えてください。

以上3点よろしく申し上げます。

○秋山としゆき委員長 答弁願います。どうぞ。

○高橋清和財産活用課公有地担当主幹 おぎの委員の質問に順次お答えいたします。

初めに、土地売払い収入についてでございますが、対象となる土地の所在地は、府中市本町3丁目18番で、具体的には、現本町保育所の跡地でございます。

売却に当たっての坪単価につきましては、令和5年10月時点のプロポーザルによる提案価格4億1,688万円で予算計上しておりますが、実際の売払い時には、この価格を基に最新の地価公示価格を用いて時点補正をすることとしております。プロポーザル時点での坪単価としましては、約76万円となります。

続きまして、市債についてでございますが、令和8年度当初予算における市債の増額は、分倍河原駅周辺整備事業をはじめとする公共用地取得費が集中する年度であることによるものでございます。今後数年間にわたり、毎年度同程度の市債を発行することを想定しているものではなく、令和8年度は事業進捗に伴う一時的な増額と位置づけております。

今後につきましては、事業の進捗状況や財政状況を踏まえながら、市債の額を適切に管理してまいります。

最後に、物件等補償料についてでございますが、分倍河原駅周辺整備事業における用地取得が本格的な局面を迎えることを見据えて計上したものであり、事業全体の中でも最も支出が集中する段階でございます。

事業費の事業全体の割合につきましては、補償算定を完了した箇所について物件等補償料を計上しているもので、事業全体の割合でいきますと約6割程度になります。

引き続き、事業の進捗管理と財政負担に留意しながら、適切な予算執行に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○秋山としゆき委員長 答弁が終わりました。おぎの委員。

○おぎの雄太郎委員 ありがとうございます。

まず、歳入の土地売払い収入について分かりました。

当該地を地図アプリで確認したところ、分倍河原駅から徒歩15分ほどで、府中本町からも徒歩10分以内となっていると思いますので、坪単価76万円はかなり安価な印象を受けますので、最新の地価公示価格を用いて時点補正を行うということで問題ないと思うのですが、適切な価格で売却を進めていただきますよう、よろしくお願いをいたします。

次に、歳入の市債の発行額については、おおむね今年度の一時的な増額ということで分かりました。本事業は今後何世代にもわたって利用されるインフラでありますので、市債による対応が適切であると考えております。

歳出の物件等補償料につきましては、令和8年度が補償契約の締結及び支払いが本格化する年度ということで御説明いただきました。いたずらに事業費が増大することなく、引き続き適切な事業執行に努めていただき、相手方もあることですので、なかなか大変だと思っておりますが、計画に基づいて、令和10年度から工事に着手できるように、事業を着実に進めていただければと思います。

本議案には賛成をいたします。

以上です。

○秋山としゆき委員長 ほかに御発言はございますか。竹内委員。

○竹内祐子委員 今後の予定については、おおむね先ほどの質疑で確認できたかと思いません。

やはり分倍河原駅周辺整備事業については、大きな割合になっていると思うんですけども、負担軽減として、東京都や国の補助金の活用については、事業用地取得に係っては、どのようなものが検討されてきたのかということと、現状どういう状況か、今後についての見込みというところも教えていただければと思います。

お願いします。

○秋山としゆき委員長 答弁願います。どうぞ。

○高橋清和財産活用課公有地担当主幹 まず、土地の取得費に関しましては、国の補助金のほかに、東京都の市町村土木補助金、こちらを活用して、100分の50となりますけれども、こちらは国や都の補助金を活用して取得費に充てております。

事業進捗の見込みでございますけれども、令和8年度につきましては、分倍河原駅整備事業を中心に、道路用地、都市計画道路用地など、これまでの準備を進めてきた案件について、段階的に用地取得を進めていくような年度となります。

また、用地取得の件数と面積等につきましては、個々の地権者との協議状況により変動いたしますが、事業の工程上必要な区画については着実に前進させていくことを見込んでおります。

以上でございます。

○秋山としゆき委員長 答弁が終わりました。

○竹内祐子委員 分かりました。

先ほども補正のほうで確認しておりますけれども、物件補償についての今後の地権者の方との交渉であったり、また、地権者以外の、例えば賃貸で物件を借りているような事業を行われている方々に関しての説明という段階もかなり進んでいると思うんですけども、その辺りの現状において、何かしらの課題については今どのように捉えているのでしょうか。

今後の事業の進捗率であったりとか、工期に関わってくるところだと思しますので、その部分については、どのように現状把握されているのかを確認したいと思います。

○秋山としゆき委員長 答弁願います。どうぞ。

○高橋清和財産活用課公有地担当主幹 現在、店舗や借家人への説明と、地権者の方につきましては、営業や居住に与える影響が大きいことから、建物所有者の同意を得た上で個別に説明を行っている状況です。

現在、土地の所有者、建物オーナーの方から同意を得られていない方、現在2件ほどありまして、それ以外の方々には全て説明は完了しております。

この方々につきましては、まず、相手の御意向やお考えを丁寧に伺いながら、事業の趣旨、補償制度について段階的に説明を重ねていくことで、理解を得るように努めて、取り組んでいるところでございます。

現在、用地取得のみを見ると進捗率は低く見えるんですけども、本事業については、測量、物件調査、補償算定、説明、契約という段階を踏んで進める必要がございます。

現在、物件調査や補償算定といった前段階の作業について、既に過半数以上で着手しておりますので、令和8年度については、これらの準備が整った箇所から契約を本格化させる局面であると認識しております。

以上でございます。

○秋山としゆき委員長 答弁が終わりました。

○竹内祐子委員 分かりました。

半数程度は、もう進められているということについても分かりました。

ただ、その中でも、まだちょっと了承を得られてない部分等もありますし、様々な条件等もあるかと思しますので、その点については、重々丁寧な対応をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○秋山としゆき委員長 ほかに御発言はございますか。西村委員。

○西村 陸委員 お聞きするだけなんですけれども、ちょっと状況についてお知らせください。

まず一つは、3・4・16号線の用地取得の状況について伺いたいと思います。

それから、もう一つは、白糸台駅の隣接の自転車駐車場の取得について、財活の答えられる範囲で結構なので、もう少し詳しく教えていただければと思います。

お願いします。

○秋山としゆき委員長 答弁願います。どうぞ。

○高橋清和財産活用課公有地担当主幹 まず、都市計画道路3・4・16号用地でございませけれども、こちらは、まず進捗率、3・4・16号用地一期については、残り地権者2件で99%となっております。都市計画道路3・4・16号二期につきましては、残り地権者1件の98%でございまして、こちらの今、3・4・16号用地一期区間につきましては、現在、事業化による図面の修正を行っているところで、完了次第、契約に向けた手続を進めることとなっております。もう一件につきましては、建物の一部基礎にかかっておりまして、建て替えに合わせて移転をしてもらうこととしております。道路整備に大きな影響をしない箇所であることから、避けた形で道路整備を進めていきます。

次に、3・4・16号二期の残りの地権者の方の状況でございませますが、こちらは移転先の土地や再建計画についても検討してもらっているところですが、現在、見通しは立ち始めているというところになりますので、こちらは引き続き不動産業者、建物業者等も連携しながら権利者と再建プランの検討を進めて、早期移転が実現できるように今、サポートを行っているところでございませ。

次に、白糸台駅西自転車駐車場用地でございませますが、こちらの現況は、借地で無料の臨時自転車駐車場として使用している土地になりますが、駅前で稼働率が高いため、取得後は本設の有料自転車駐車場として整備を行うものと聞いております。

以上でございませ。

○秋山としゆき委員長 答弁が終わりました。

○西村 陸委員 ありがとうございます。結構です。

本予算には賛成いたします。

○秋山としゆき委員長 ほかに御発言はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○秋山としゆき委員長 御発言がないようですので、これより採決いたします。

お諮りいたします。本案については、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○秋山としゆき委員長 御異議なしと認め、第32号議案は可決すべきものと決定いたしました。